

ID: 833

担当部署: 建設課

処分の概要	物件移転費用等の納付命令		
法令名 根拠条項	土地収用法 第128条第3項		
法令番号	昭和26年法律第219号		
<p><b>【基準】</b>          法第128条第3項の規定による。          第128条          3 市町村長は、第1項に規定する費用を前項において準用する第102条の2第3項の規定によつて徴収することができないとき、又は徴収することが適当でないと認めるときは、第1項に規定する者に対し、あらかじめ納付すべき金額、納付の期限及び場所を通知して、これを納付させるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 834

担当部署: 建設課

処分の概要	物件移転費用等の納付命令(第128条第3項の準用)		
法令名 根拠条項	土地収用法 第138条第1項		
法令番号	昭和26年法律第219号		
<p><b>【基準】</b>  準用する法第128条第3項の規定による。  第128条  3 市町村長は、第1項に規定する費用を前項において準用する第102条の2第3項の規定によつて徴収することができないとき、又は徴収することが適当でないと認めるときは、第1項に規定する者に対し、あらかじめ納付すべき金額、納付の期限及び場所を通知して、これを納付させるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5015

担当部署: 建設課

処分の概要	監督処分		
法令名 根拠条項	都市計画法 第81条第1項		
法令番号	昭和43年法律第100号		
【基準】	<p>法第81条の規定による。 (監督処分等)</p> <p>第81条 国土交通大臣、都道府県知事又は市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、都市計画上必要な限度において、この法律の規定によつてした許可、認可若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物その他の工作物若しくは物件(以下この条において「工作物等」という。)の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。</p> <p>(1) この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した者又は当該違反の事実を知つて、当該違反に係る土地若しくは工作物等を譲り受け、若しくは賃貸借その他により当該違反に係る土地若しくは工作物等を使用する権利を取得した者</p> <p>(2) この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。)又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者</p> <p>(3) この法律の規定による許可、認可又は承認に付した条件に違反している者</p> <p>(4) 詐欺その他不正な手段により、この法律の規定による許可、認可又は承認を受けた者</p> <p>2 前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、国土交通大臣、都道府県知事又は市長は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、国土交通大臣、都道府県知事若しくは市長又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。</p> <p>3 国土交通大臣、都道府県知事又は市長は、第1項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。</p> <p>4 前項の標識は、第1項の規定による命令に係る土地又は工作物等若しくは工作物等の敷地内に設置することができる。この場合においては、同項の規定による命令に係る土地又は工作物等若しくは工作物等の敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。</p>		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5018

担当部署: 建設課

処分の概要	違反行為に対する措置命令		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第7条の5第1項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第7条の5の規定による。 (違反行為に対する措置)</p> <p>第7条の5 建築許可権者は、前条第1項の規定に違反した者があるときは、その者に対して、その違反を是正するため必要な措置を命ずることができる。</p> <p>2 前項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、建築許可権者は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、建築許可権者又はその命じた者若しくはその委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。</p> <p>3 前項の規定により必要な措置を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1544

担当部署: 建設課

処分の概要	特定事業参加者の負担金の徴収		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第56条の2第1項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【基準】	<p>法第56条の2第1項の規定による。 (特定事業参加者の負担金)</p> <p>第56条の2 地方公共団体が施行する市街地再開発事業における特定事業参加者は、政令で定めるところにより、権利変換計画又は管理処分計画の定めるところに従い取得することとなる施設建築物の一部等又は建築施設の部分の価額に相当する額の負担金を地方公共団体に納付しなければならない。</p>		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1545

担当部署: 建設課

処分の概要	負担金の督促		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第56条の3第1項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【基準】	法第56条の3第1項の規定による。 (負担金の滞納処分) 第56条の3 地方公共団体は、特定事業参加者が前条第1項の負担金を滞納したときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促することができる。		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1547

担当部署: 建設課

処分の概要	延滞金の徴収		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第56条の3第2項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【基準】	法第56条の3第2項の規定による。 (負担金の滞納処分) 第56条の3 2 前項の督促をするときは、政令で定めるところにより、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額の範囲内の延滞金を徴収することができる。		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5022

担当部署: 建設課

処分の概要	原状回復又は建築物等の移転等の命令		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第66条第4項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
<p><b>【基準】</b>          法第66条第4項の規定による。          (建築行為等の制限)</p> <p>第66条          4 都道府県知事等は、第1項の規定に違反し、又は前項の規定により付けた条件に違反した者があるときは、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、第一種市街地再開発事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 791

担当部署: 建設課

処分の概要	土地の引渡等に要した費用の徴収		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第99条第1項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第99条第1項の規定による。  (費用の徴収)</p> <p>第99条 市町村長は、前条第1項の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転するに要した費用を第96条第3項の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者から徴収するものとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 792

担当部署: 建設課

処分の概要	土地の引渡等に要した費用の納付		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第99条第3項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
<p><b>【基準】</b>          法第99条第3項の規定による。          (費用の徴収)          第99条          3 市町村長は、第1項に規定する費用を前項において準用する前条第3項の規定によつて徴収することができないとき、又は徴収することが適当でないと認めるときは、第1項に規定する者に対し、あらかじめ、納付すべき金額、納付の期限及び場所を通知して、これを納付させるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1546

担当部署: 建設課

処分の概要	費用の督促		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第99条第4項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
<p><b>【基準】</b>          法第99条第4項の規定による。          (費用の徴収)          第99条          4 市町村長は、前項の規定によつて通知を受けた者が同項の規定によつて通知された期限を経過しても同項の規定により納付すべき金額を完納しないときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 793

担当部署: 建設課

処分の概要	特定建築者の決定の取消し		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第99条の8第1項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第99条の8第1項の規定による。  (特定施設建築物が建築計画に従って建築されない場合の措置)</p> <p>第99条の8 施行者は、特定建築者が建築計画に従って特定施設建築物を建築しなかつた場合においては、その者を特定建築者とする決定を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 794

担当部署: 建設課

処分の概要	土地の明渡し請求		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第99条の8第2項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第99条の8第2項の規定による。  (特定施設建築物が建築計画に従って建築されない場合の措置)</p> <p>第99条の8</p> <p>2 施行者は、前項の規定により同項の決定を取り消した場合においては、特定建築者及び特定施設建築物の敷地又は当該敷地にある物件を占有している者に対し、相当の期限を定めて、当該敷地の明渡しを求めることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 795

担当部署: 建設課

処分の概要	土地の引渡等に要した費用の徴収(第99条第1項の準用)		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第99条の8第5項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>準用する法第99条第1項の規定による。 (費用の徴収)</p> <p>第99条 市町村長は、前条第1項の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転するに要した費用を第96条第3項の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者から徴収するものとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 796

担当部署: 建設課

処分の概要	土地の引渡等に要した費用の納付(第99条第3項の準用)		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第99条の8第5項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
<p><b>【基準】</b>  準用する法第99条第3項の規定による。  (費用の徴収)  第99条  3 市町村長は、第1項に規定する費用を前項において準用する前条第3項の規定によつて徴収することができないとき、又は徴収することが適当でないと認めるときは、第1項に規定する者に対し、あらかじめ、納付すべき金額、納付の期限及び場所を通知して、これを納付させるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1551

担当部署: 建設課

処分の概要	費用の督促(第99条第4項の準用)		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第99条の8第5項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>準用する法第99条第4項の規定による。 (費用の徴収)</p> <p>第99条</p> <p>4 市町村長は、前項の規定によつて通知を受けた者が同項の規定によつて通知された期限を経過しても同項の規定により納付すべき金額を完納しないときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 797

担当部署: 建設課

処分の概要	清算金の徴収		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第104条		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【基準】	<p>法第104条の規定による。 (清算)</p> <p>第104条 前条第1項の規定により確定した施設建築敷地若しくはその共有持分又は施設建築物の一部等の価額とこれを与えられた者がこれに対応する権利として有していた施行地区内の宅地、借地権又は建築物の価額とに差額があるときは、施行者は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。同項の規定により確定した施設建築敷地の地代の額と第88条第1項ただし書の規定により支払った地代の概算額とに差額があるときも、同様とする。</p> <p>2 第99条の2第3項の規定により特定建築者が特定施設建築物の一部を取得する場合においては、施行者は、特定建築者が取得する部分以外の部分に係る特定施設建築物の整備に要した費用の額を政令で定めるところにより確定し、当該費用の額と第99条の6第2項の規定による譲渡の対価の額とに差額があるときは、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。</p>		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1548

担当部署: 建設課

処分の概要	清算金の督促		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第106条第2項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【基準】	法第106条第2項の規定による。 (清算金の徴収) 第106条 2 個人施行者以外の施行者は、第104条第1項の規定により徴収すべき清算金(前項の規定により利子を付したときは、その利子を含む。以下同じ。)を滞納する者があるときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促することができる。		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 798

担当部署: 建設課

処分の概要	延滞金の徴収		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第106条第3項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【基準】	<p>法第106条第3項の規定による。 (清算金の徴収)</p> <p>第106条</p> <p>3 前項の督促をするときは、組合にあつては定款で定めるところにより、再開発会社にあつては規準で定めるところにより、地方公共団体又は機構等にあつては政令で定めるところにより、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額の範囲内の延滞金を徴収することができる。</p> <p>政令第43条の規定による。 (延滞金)</p> <p>第43条 法第106条第3項の規定により徴収することができる延滞金は、当該督促に係る清算金の額(以下この項において「督促額」という。)が1,000円以上である場合に徴収するものとし、その額は、督促状において指定した期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、督促額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額とする。この場合において、督促額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる額は、その納付があつた督促額を控除した額とする。</p> <p>2 前項の延滞金は、その額が10円未満であるときは、徴収しないものとする。</p>		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 799

担当部署: 建設課

処分の概要	清算金の徴収(第104条第1項の準用)		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第111条		
法令番号	昭和44年法律第38号		
<p><b>【基準】</b>          準用する法第104条第1項の規定による。          (清算)</p> <p>第104条 前条第1項の規定により確定した施設建築敷地若しくはその共有持分又は施設建築物の一部等の価額とこれを与えられた者がこれに対応する権利として有していた施行地区内の宅地、借地権又は建築物の価額とに差額があるときは、施行者は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。同項の規定により確定した施設建築敷地の地代の額と第88条第1項ただし書の規定により支払った地代の概算額とに差額があるときも、同様とする。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 800

担当部署: 建設課

処分の概要	清算金の徴収		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第118条の24第1項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【基準】	法第118条の24第1項の規定による。 (清算) 第118条の24 前条第1項の規定により確定した従前の権利の価額と同項の規定により確定した建築施設の部分の価額とに差額があるときは、施行者は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1549

担当部署: 建設課

処分の概要	清算金の督促(第106条第2項の準用)		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第118条の24第2項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【基準】	準用する法第106条第2項の規定による。 (清算金の徴収) 第106条 2 個人施行者以外の施行者は、第104条第1項の規定により徴収すべき清算金(前項の規定により利子を付したときは、その利子を含む。以下同じ。)を滞納する者があるときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促することができる。		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 801

担当部署: 建設課

処分の概要	延滞金の徴収(第106条第3項の準用)		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第118条の24第2項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
<p><b>【基準】</b>  準用する法第106条第3項の規定による。  (清算金の徴収)  第106条  3 前項の督促をするときは、組合にあつては定款で定めるところにより、再開発会社にあつては規準で定めるところにより、地方公共団体又は機構等にあつては政令で定めるところにより、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額の範囲内の延滞金を徴収することができる。</p> <p>政令第43条の規定による。  (延滞金)  第43条 法第106条第3項の規定により徴収することができる延滞金は、当該督促に係る清算金の額(以下この項において「督促額」という。)が1,000円以上である場合に徴収するものとし、その額は、督促状において指定した期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、督促額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額とする。この場合において、督促額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる額は、その納付があつた督促額を控除した額とする。</p> 2 前項の延滞金は、その額が10円未満であるときは、徴収しないものとする。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 802

担当部署: 建設課

処分の概要	清算金の徴収(第118条の24第1項の準用)		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第118条の25の2第3項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
<p><b>【基準】</b>  準用する法第118条の24第1項の規定による。  (清算)  第118条の24 前条第1項の規定により確定した従前の権利の価額と同項の規定により確定した建築施設の部分の価額とに差額があるときは、施行者は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1550

担当部署: 建設課

処分の概要	清算金の督促(第118条の24第2項・第106条第2項の準用)		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第118条の25の2第3項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第118条の24第2項において準用する法第106条第2項の規定による。 (清算金の徴収)</p> <p>第106条</p> <p>2 個人施行者以外の施行者は、第104条第1項の規定により徴収すべき清算金(前項の規定により利子を付したときは、その利子を含む。以下同じ。)を滞納する者があるときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促することができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 803

担当部署: 建設課

処分の概要	延滞金の徴収(第118条の24第2項・第106条第3項の準用)		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第118条の25の2第3項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第118条の24第2項において準用する法第106条第3項の規定による。 (清算金の徴収)</p> <p>第106条</p> <p>3 前項の督促をするときは、組合にあつては定款で定めるところにより、再開発会社にあつては規準で定めるところにより、地方公共団体又は機構等にあつては政令で定めるところにより、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額の範囲内の延滞金を徴収することができる。</p> <p>政令第43条の規定による。 (延滞金)</p> <p>第43条 法第106条第3項の規定により徴収することができる延滞金は、当該督促に係る清算金の額(以下この項において「督促額」という。)が1,000円以上である場合に徴収するものとし、その額は、督促状において指定した期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、督促額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額とする。この場合において、督促額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる額は、その納付があつた督促額を控除した額とする。</p> <p>2 前項の延滞金は、その額が10円未満であるときは、徴収しないものとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 804

担当部署: 建設課

処分の概要	物件の移転命令		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第118条の27第1項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第118条の27の規定による。  (物件の移転命令)</p> <p>第118条の27 第二種市街地再開発事業の施行者は、当該第二種市街地再開発事業の施行のため必要があるときは、施行地区内の土地にある物件の所有者で当該物件のある土地に関し施行者に対抗することができる権利を有しないものに対し、相当の期限を定めて、当該物件の移転を命じ、当該物件の占有者で当該物件に関し所有者に対抗することができる権利を有しないものに対し、相当の期限を定めて、当該物件を所有者に引き渡すべきことを命ずることができる。</p> <p>2 第98条第2項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同項中「第96条第3項の場合」とあるのは、「第118条の27第1項の規定により物件の移転又は引渡しを命ぜられた場合」と読み替えるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 805

担当部署: 建設課

処分の概要	特定建築者の決定の取消し(第99条の8第1項の準用)		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第118条の28第2項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【基準】	準用する法第99条の8第1項の規定による。 (特定施設建築物が建築計画に従って建築されない場合の措置) 第99条の8 施行者は、特定建築者が建築計画に従って特定施設建築物を建築しなかつた場合 においては、その者を特定建築者とする決定を取り消すことができる。		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 806

担当部署: 建設課

処分の概要	土地の明渡し請求(第99条の8第2項の準用)		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第118条の28第2項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>準用する法第99条の8第2項の規定による。  (特定施設建築物が建築計画に従って建築されない場合の措置)</p> <p>第99条の8</p> <p>2 施行者は、前項の規定により同項の決定を取り消した場合においては、特定建築者及び特定施設建築物の敷地又は当該敷地にある物件を占有している者に対し、相当の期限を定めて、当該敷地の明渡しを求めることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 807

担当部署: 建設課

処分の概要	土地の引渡等に要した費用の徴収(第99条の8第5項・第99条第1項の準用)		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第118条の28第2項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>準用する法第99条の8第5項において準用する法第99条第1項の規定による。 (費用の徴収)</p> <p>第99条 市町村長は、前条第1項の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転するに要した費用を第96条第3項の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者から徴収するものとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 808

担当部署: 建設課

<b>処分の概要</b>	土地の引渡等に要した費用の納付(第99条の8第5項・第99条第3項の準用)		
<b>法令名 根拠条項</b>	都市再開発法 第118条の28第2項		
<b>法令番号</b>	昭和44年法律第38号		
<p><b>【基準】</b>  準用する法第99条の8第5項において準用する法第99条第3項の規定による。  (費用の徴収)  第99条  3 市町村長は、第1項に規定する費用を前項において準用する前条第3項の規定によつて徴収することができないとき、又は徴収することが適当でないと認めるときは、第1項に規定する者に対し、あらかじめ、納付すべき金額、納付の期限及び場所を通知して、これを納付させるものとする。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成 27 年 7 月 1 日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 1552

担当部署: 建設課

処分の概要	費用の督促(第99条の8第5項・第99条第4項の準用)		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第118条の28第2項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第99条の8第5項において準用する法第99条第4項の規定による。 (費用の徴収)</p> <p>第99条</p> <p>4 市町村長は、前項の規定によつて通知を受けた者が同項の規定によつて通知された期限を経過しても同項の規定により納付すべき金額を完納しないときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 809

担当部署: 建設課

処分の概要	公共施設管理者に対する負担金の請求		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第121条第1項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第121条の規定による。  (公共施設管理者の負担金)</p> <p>第121条 施行者は、市街地再開発事業の施行により整備されることとなる重要な公共施設で政令で定めるものの管理者又は管理者となるべき者に対し、当該公共施設の整備に要する費用の全部又は一部を負担することを求めることができる。</p> <p>2 前項の規定による費用の負担については、あらかじめ、個人施行者、組合又は再開発会社が施行する市街地再開発事業にあつては当該公共施設の管理者又は管理者となるべき者の承認を得、その他の市街地再開発事業にあつては当該公共施設の管理者又は管理者となるべき者と協議し、その者が負担すべき費用の額を事業計画において定めておかなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5044

担当部署: 建設課

処分の概要	原状回復等の命令		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第76条第4項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
<p><b>【基準】</b>  法第76条第4項の規定による。  (建築行為等の制限)</p> <p>第76条  4 国土交通大臣又は都道府県知事等は、第1項の規定に違反し、又は前項の規定により付した条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物又は物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、土地区画整理事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復を命じ、又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 828

担当部署: 建設課

処分の概要	建築物の移転又は除去費用の徴収		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第78条第2項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
<p><b>【基準】</b>  法第78条第2項の規定による。  (移転等に伴う損失補償)</p> <p>第78条  2 前条第1項の規定により施行者が移転し、若しくは除却した建築物等又は同条第2項の照会を受けた者が自ら移転し、若しくは除却した建築物等が、第76条第4項若しくは第5項、都市計画法第81条第1項若しくは第2項又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第9条の規定により移転又は除却を命ぜられているものである場合においては、施行者は、前項の規定にかかわらず、これらの建築物等の所有者に対しては、移転又は除却により生じた損失を補償することを要しないものとし、前条第1項の規定によりこれらの建築物等を移転し、又は除却した場合におけるその移転又は除却に要した費用は、これらの建築物等の所有者から徴収することができるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 829

担当部署: 建設課

処分の概要	仮清算金の徴収		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第102条第1項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
【基準】	<p>法第102条第1項の規定による。  (仮清算)</p> <p>第102条 施行者は、第98条第1項の規定により仮換地を指定した場合又は第100条第1項の規定により使用し、若しくは収益することを停止させた場合において、必要があると認めるときは、第94条に定めるところに準じて仮に算出した仮清算金を、清算金の徴収又は交付の方法に準ずる方法により徴収し、又は交付することができる。</p>		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 830

担当部署: 建設課

処分の概要	清算金の徴収		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第110条第1項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
<p><b>【基準】</b>          法第110条第1項の規定による。          (清算金の徴収及び交付)          第110条 施行者は、第103条第4項の公告があつた場合においては、第104条第8項の規定により確定した清算金を徴収し、又は交付しなければならない。この場合において、確定した清算金の額と第102条第1項の規定により徴収し、又は交付した仮清算金の額との間に差額があるときは、施行者は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1553

担当部署: 建設課

処分の概要	清算金の督促		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第110条第3項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
【基準】	<p>法第110条第3項の規定による。 (清算金の徴収及び交付)</p> <p>第110条</p> <p>3 第3条第2項から第5項まで、第3条の2又は第3条の3の規定による施行者は、第1項の規定により徴収すべき清算金(前項の規定により利子を付した場合には、その利子を含む。以下同じ。)を滞納する者がある場合においては、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。</p>		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 832

担当部署: 建設課

処分の概要	換地を住宅先行建設区内に定めるべき宅地の指定の取消し		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第117条の2第4項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
【基準】	法第117条の2第4項の規定による。 (住宅先行建設区における住宅の建設) 第117条の2 4 施行者は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、第85条の2第5項の規定による指定の取消し、換地計画の変更その他必要な措置を講ずることができる。		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5054

担当部署: 建設課

処分の概要	緑地保全地域における行為の禁止等の命令		
法令名 根拠条項	都市緑地法 第8条第2項		
法令番号	昭和48年法律第72号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第8条第1項及び第2項の規定による。  (緑地保全地域における行為の届出等)</p> <p>第8条 緑地保全地域(特別緑地保全地区及び第20条第2項に規定する地区計画等緑地保全条例により制限を受ける区域を除く。以下この条において同じ。)内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事等はその旨を届け出なければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築</li> <li>(2) 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更</li> <li>(3) 木竹の伐採</li> <li>(4) 水面の埋立て又は干拓</li> <li>(5) 前各号に掲げるもののほか、当該緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの</li> </ol> <p>2 都道府県知事等は、緑地保全地域内において前項の規定により届出を要する行為をしようとする者又はした者に対して、当該緑地の保全のために必要があると認めるときは、その必要な限度において、緑地保全計画で定める基準に従い、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5055

担当部署: 建設課

処分の概要	原状回復命令等		
法令名 根拠条項	都市緑地法 第9条第1項(第15条において準用する場合を含む。)		
法令番号	昭和48年法律第72号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第9条第1項の規定による。 (原状回復命令等)</p> <p>第9条 都道府県知事等は、前条第2項の規定による処分に違反した者がある場合においては、その者又はその者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、当該緑地の保全に対する障害を排除するため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 810

担当部署: 建設課

処分の概要	違反建築物に対する措置命令		
法令名 根拠条項	都市緑地法 第37条第1項		
法令番号	昭和48年法律第72号		
【基準】	<p>法第37条第1項の規定による。 (違反建築物に対する措置)</p> <p>第37条 市町村長は、第35条(第4項を除く。)の規定又は同項の規定により許可に付された条件に違反している事実があると認めるときは、当該建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対して、相当の期限を定めて、その違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。</p> <p>都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市・地域整備局)</p> <p>③ 違反建築物に対する措置</p> <p>法第37条第1項の当該建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対する違反是正のための必要な措置の命令とは、市町村長が、個別の違反の内容を踏まえ、それを是正するために必要な期限を定めて、緑化施設の設置や植栽の補植など、法第35条の規定(同条第4項を除く)又は法第35条第4項の規定により許可に付された条件を満たすための措置をとる旨を命ずることが考えられる。</p>		
備考			
設定年月日	平成27年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 811

担当部署: 建設課

処分の概要	改善命令		
法令名 根拠条項	都市緑地法 第64条		
法令番号	昭和48年法律第72号		
<p><b>【基準】</b>            法第64条の規定による。            (改善命令)            第64条 市町村長は、認定事業者が認定計画に従って緑化施設の整備を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期間を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができる。</p> <p>都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市・地域整備局)</p> <p>⑤ 改善命令            改善命令は、認定計画に従って緑化施設の整備を行っていないと認める場合に、認定計画に従った緑化施設内容となるよう指導を行うものであり、整備計画の認定を受けた者が改善命令を遵守し、認定計画に従った緑化施設の整備が確実に実行できるよう、「改善に必要な措置」は十分な期間を定めて命じるとともに、措置の内容は改善に有効かつ適切なものであることが望ましい。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 812

担当部署: 建設課

処分の概要	認定の取消し		
法令名 根拠条項	都市緑地法 第65条		
法令番号	昭和48年法律第72号		
【基準】	法第65条の規定による。 (認定の取消し) 第65条 市町村長は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、緑化施設整備計画の認定を取り消すことができる。  都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市・地域整備局)参考		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 708

担当部署: 建設課

処分の概要	生産緑地内の原状回復命令等		
法令名 根拠条項	生産緑地法 第9条第1項		
法令番号	昭和49年法律第68号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第9条第1項の規定による。  (原状回復命令等)</p> <p>第9条 市町村長は、前条第1項の規定に違反した者又は同条第3項の規定により許可に付けられた条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地若しくは建築物その他の工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、当該生産緑地の保全に対する障害を排除するため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1598

担当部署: 建設課

処分の概要	是正命令		
法令名 根拠条項	駐車場法 第19条		
法令番号	昭和32年法律第106号		
【基準】	<p>法第19条の規定による。 (是正命令)</p> <p>第19条 都道府県知事等は、路外駐車場の構造及び設備が第11条の規定に基づく政令で定める技術的基準に適合せず、又は路外駐車場の業務の運営がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、路外駐車場管理者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。この場合において、都道府県知事等は、路外駐車場の構造及び設備が当該路外駐車場の利用上著しく危険であると認めるときは、当該是正のための措置がとられるまでの間、当該路外駐車場の供用を停止すべきことを命ずることができる。</p>		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1590

担当部署: 建設課

処分の概要	協定の認定の取消し		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第77条		
法令番号	平成14年法律第22号		
<p><b>【基準】</b>  法第77条の規定による。  (協定の認定の取消し)  第77条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、協定の認定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 認定都市利便増進協定の内容が第75条各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。</p> <p>(2) 認定都市利便増進協定の目的となる都市利便増進施設の一体的な整備又は管理が当該認定都市利便増進協定の定めるところに従い行われていないと認めるとき。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1305

担当部署: 建設課

処分の概要	改善措置命令及び指定の取消し		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第121条第2項及び第3項		
法令番号	平成14年法律第22号		
<p><b>【基準】</b>          法第121条の規定による。          (監督等)</p> <p>第121条 市町村長は、第119条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、推進法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。</p> <p>2 市町村長は、推進法人が第119条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>3 市町村長は、推進法人が前項の規定による命令に違反したときは、第118条第1項の規定による指定を取り消すことができる。</p> <p>4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5084

担当部署: 建設課

処分の概要	土地の原状回復又は建築物等の移転等の命令
法令名 根拠条項	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律 第21条 第6項
法令番号	平成4年法律第76号

## 【基準】

法第21条第6項の規定による。

(建築行為等の制限等)

第21条 拠点整備促進区域内において土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(市の区域内にあっては、当該市の長。以下この条及び次条において「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- (1) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
  - (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
  - (3) 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為
- 2 都道府県知事等は、次に掲げる行為について前項の規定による許可の申請があった場合においては、その許可をしなければならない。
- (1) 土地の形質の変更で次のいずれかに該当するもの
    - イ 主として第19条第1項第1号に規定する業務施設の建設の用に供する目的で行う2ヘクタール以上の規模の土地の形質の変更で、当該拠点整備促進区域の他の部分についての土地区画整理事業の施行を困難にしないもの
    - ロ 次号ロに規定する建築物又は自己の業務の用に供する工作物(建築物を除く。)の新築、改築又は増築の用に供する目的で行う土地の形質の変更で、その規模が政令で定める規模未満のもの
    - ハ 次条第4項の規定により買い取らない旨の通知があった土地における同条第3項第2号に該当する土地の形質の変更
  - (2) 建築物の新築、改築又は増築で次のいずれかに該当するもの
    - イ 前項の許可(前号ハに掲げる行為についての許可を除く。)を受けて土地の形質の変更が行われた土地の区域内において行う建築物の新築、改築又は増築
    - ロ 自己の居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する建築物(住宅を除く。)で次に掲げる要件に該当するものの新築、改築又は増築
      - (1) 階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと。
      - (2) 主要構造部(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第5号に規定する主要構造部をいう。)が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
      - (3) 容易に移転し、又は除却することができること。
      - (4) 敷地の規模が政令で定める規模未満であること。
    - ハ 次条第4項の規定により買い取らない旨の通知があった土地における同条第3項第1号に該当する建築物の新築、改築又は増築
- 3 第1項の規定は、土地区画整理法第76条第1項各号に掲げる公告があった日後は、当該公告に係る土地の区域内においては、適用しない。
- 4 都市計画法第53条の規定中市街地開発事業の施行区域内における建築物の建築の制限に関する部分は、拠点整備促進区域内においては、適用しない。
- 5 第1項の許可には、良好な拠点業務市街地を整備し、又は開発するために必要な条件を付けることができる。この場合において、その条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。
- 6 都道府県知事等は、第1項の規定に違反した者又は前項の規定により付けた条件に違反した者があるときは、これらの者又はこれらの者から当該土地若しくは建築物その他の工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、良好な拠点業務市街地を整備し、又は開発するために必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物の移転若しくは除却を命ずることができる。
- 7 前項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物の移転若しくは除却を命じよ

うとする場合において、過失がなくその原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事等は、それらの者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、都道府県知事等又はその命じた者若しくは委任した者が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨を公告しなければならない。

- 8 前項の規定により土地を原状回復し、又は建築物その他の工作物を移転し、若しくは除却しようとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

備考	
----	--

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日
-------	-----------------	---------	-------

ID: 1600

担当部署: 建設課

処分の概要	違反施設に対する措置命令		
法令名 根拠条項	流通業務市街地の整備に関する法律 第6条第1項		
法令番号	昭和41年法律第110号		
【基準】	<p>法第6条第1項の規定による。 (違反施設に対する措置)</p> <p>第6条 都道府県知事等は、前条第1項の規定に違反した施設については、その所有者又は占有者に対して、相当の期限を定めて、その施設の移転、除却若しくは改築又は用途の変更(以下この条及び第49条において「施設の移転等」という。)をすべきことを命ずることができる。</p> <p>2 前項の規定により施設の移転等を命じようとする場合において、過失がなくその施設の移転等を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事等は、その者の負担において、その施設の移転等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、施設の移転等を行うべき旨及びその期限までに施設の移転等を行わないときは、都道府県知事等又はその命じた者若しくは委任した者が、施設の移転等を行う旨を公告しなければならない。</p> <p>3 前項の規定により施設の移転等を行なおうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。</p>		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 777

担当部署: 建設課

処分の概要	原状回復等の措置の指示		
法令名 根拠条項	都市公園法 第10条第2項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
【基準】	<p>法第10条の規定による。 (原状回復)</p> <p>第10条 第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、公園施設を設け、若しくは管理する期間若しくは都市公園の占用の期間が満了したとき、又は公園施設の設置若しくは管理若しくは都市公園の占用を廃止したときは、ただちに都市公園を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當な場合においては、この限りでない。</p> <p>2 公園管理者は、第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。</p>		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 778

担当部署: 建設課

処分の概要	原因者への費用負担命令		
法令名 根拠条項	都市公園法 第13条		
法令番号	昭和31年法律第79号		
<p><b>【基準】</b>            法第13条の規定による。            (原因者負担金)            第13条 公園管理者は、都市公園に関する工事以外の工事(以下「他の工事」という。)又は都市公園を損傷した行為若しくは都市公園の現状を変更する必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という。)により必要を生じた都市公園に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事又は他の行為について費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 779

担当部署: 建設課

処分の概要	附帯工事原因者への費用負担命令		
法令名 根拠条項	都市公園法 第14条第2項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
<p><b>【基準】</b>  法第14条第2項の規定による。  (附帯工事に要する費用)  第14条  2 公園管理者は、前項の都市公園に関する工事が他の工事又は他の行為のため必要となつたものであるときは、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部を、その必要を生じた限度において、その原因となつた工事又は行為について費用を負担する者に負担させることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 780

担当部署: 建設課

処分の概要	公園保全立体区域内の工作物などによる損害防止等措置命令		
法令名 根拠条項	都市公園法 第26条第2項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第26条第2項の規定による。  (公園保全立体区域における行為の制限)</p> <p>第26条</p> <p>2 公園管理者は、前項に規定する損害を防止するため特に必要があると認める場合においては、同項に規定する所有者又は占有者に対して、同項に規定する施設を設け、その他その損害を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 781

担当部署: 建設課

処分の概要	公園保全立体区域内の土石の採取などによる損害防止等措置命令		
法令名 根拠条項	都市公園法 第26条第4項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第26条第3項及び第4項の規定による。  (公園保全立体区域における行為の制限)</p> <p>第26条</p> <p>3 第1項に規定する所有者又は占有者は、同項に規定するもののほか、土石の採取その他の公園保全立体区域における行為であつて、立体都市公園の構造に損害を及ぼすおそれがあると認められるものを行つてはならない。</p> <p>4 公園管理者は、前項の規定に違反している者に対し、行為の中止、物件の改築、移転又は除却その他立体都市公園の構造に損害を及ぼすことを防止するための必要な措置をすることを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 782

担当部署: 建設課

処分の概要	都市公園の原状回復等の命令		
法令名 根拠条項	都市公園法 第27条第1項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
【基準】	<p>法第27条第1項の規定による。 (監督処分)</p> <p>第27条 公園管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、都市公園に存する工作物その他の物件若しくは施設(以下この条において「工作物等」という。)の改築、移転若しくは除却、当該工作物等により生ずべき損害を予防するため必要な施設をすること、若しくは都市公園を原状に回復することを命ずることができる。</p> <p>(1) この法律(前条を除く。以下この号において同じ。)若しくはこの法律に基づく政令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反している者</p> <p>(2) この法律の規定による許可に付した条件に違反している者</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段によりこの法律の規定による許可を受けた者</p>		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 783

担当部署: 建設課

処分の概要	工作物等の除去などの措置に係る費用負担		
法令名 根拠条項	都市公園法 第27条第9項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
<p><b>【基準】</b>  法第27条第9項の規定による。  (監督処分)  第27条  9 第3項から第6項までに規定する工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき所有者等その他第3項に規定する措置を命ずべき者の負担とする。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 784

担当部署: 建設課

処分の概要	公園予定区域等における原状回復等の措置の指示等(第10条第2項の準用)		
法令名 根拠条項	都市公園法 第33条第4項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>準用する法第10条の規定による。 (原状回復)</p> <p>第10条 第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、公園施設を設け、若しくは管理する期間若しくは都市公園の占用の期間が満了したとき、又は公園施設の設置若しくは管理若しくは都市公園の占用を廃止したときは、ただちに都市公園を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當な場合においては、この限りでない。</p> <p>2 公園管理者は、第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 785

担当部署: 建設課

処分の概要	公園予定区域等における原因者への費用負担命令(第13条の準用)		
法令名 根拠条項	都市公園法 第33条第4項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>準用する法第13条の規定による。 (原因者負担金)</p> <p>第13条 公園管理者は、都市公園に関する工事以外の工事(以下「他の工事」という。)又は都市公園を損傷した行為若しくは都市公園の現状を変更する必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という。)により必要を生じた都市公園に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事又は他の行為について費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 786

担当部署: 建設課

処分の概要	公園予定区域等における付帯工事原因者への費用負担命令(第14条第2項の準用)		
法令名 根拠条項	都市公園法 第33条第4項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>準用する法第14条第2項の規定による。 (付帯工事に要する費用)</p> <p>第14条</p> <p>2 公園管理者は、前項の都市公園に関する工事が他の工事又は他の行為のため必要となつたものであるときは、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部を、その必要を生じた限度において、その原因となつた工事又は行為について費用を負担する者に負担させることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 787

担当部署: 建設課

処分の概要	公園予定区域等における工作物などによる損害防止等措置命令(第26条第2項の準用)		
法令名 根拠条項	都市公園法 第33条第4項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>準用する法第26条第2項の規定による。 (公園保全立体区域における行為の制限)</p> <p>第26条</p> <p>2 公園管理者は、前項に規定する損害を防止するため特に必要があると認める場合においては、同項に規定する所有者又は占有者に対して、同項に規定する施設を設け、その他その損害を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 788

担当部署: 建設課

処分の概要	公園予定区域等における土石の採取などによる損害防止等措置命令(第26条第4項の準用)		
法令名 根拠条項	都市公園法 第33条第4項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>準用する法第26条第3項及び第4項の規定による。 (公園保全立体区域における行為の制限)</p> <p>第26条3 第1項に規定する所有者又は占有者は、同項に規定するもののほか、土石の採取その他の公園保全立体区域における行為であつて、立体都市公園の構造に損害を及ぼすおそれがあると認められるものを行つてはならない。</p> <p>4 公園管理者は、前項の規定に違反している者に対し、行為の中止、物件の改築、移転又は除却その他立体都市公園の構造に損害を及ぼすことを防止するための必要な措置をすることを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 789

担当部署: 建設課

処分の概要	公園予定区域等における原状回復等の命令(第27条第1項の準用)		
法令名 根拠条項	都市公園法 第33条第4項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
<p><b>【基準】</b>          準用する法第27条第1項の規定による。          (監督処分)</p> <p>第27条 公園管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、都市公園に存する工作物その他の物件若しくは施設(以下この条において「工作物等」という。)の改築、移転若しくは除却、当該工作物等により生ずべき損害を予防するため必要な施設をすること、若しくは都市公園を原状に回復することを命ずることができる。</p> <p>(1) この法律(前条を除く。以下この号において同じ。)若しくはこの法律に基づく政令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反している者</p> <p>(2) この法律の規定による許可に付した条件に違反している者</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段によりこの法律の規定による許可を受けた者</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 790

担当部署: 建設課

処分の概要	公園予定区域等における工作物等の除去などの措置に係る費用負担(第27条第9項の準用)		
法令名 根拠条項	都市公園法 第33条第4項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
<p><b>【基準】</b>  準用する法第27条第9項の規定による。  (監督処分)  第27条  9 第3項から第6項までに規定する工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき所有者等その他第3項に規定する措置を命ずべき者の負担とする。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 952

担当部署: 建設課

処分の概要	違反建築物に対する措置命令		
法令名 根拠条項	景観法 第64条第1項		
法令番号	平成16年法律第110号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第64条第1項の規定による。  (違反建築物に対する措置)</p> <p>第64条 市町村長は、第62条の規定に違反した建築物があるときは、建築等工事主(建築物の建築等をする者をいう。以下同じ。)、当該建築物の建築等の工事の請負人(請負工事の下請人を含む。以下この章において同じ。)若しくは現場管理者又は当該建築物の所有者、管理者若しくは占有者に対し、当該建築物に係る工事の施工の停止を命じ、又は相当の期限を定めて当該建築物の改築、修繕、模様替、色彩の変更その他当該規定の違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。</p> <p>景観法運用指針(平成23年9月国土交通省・農林水産省・環境省)参照</p>			
備考			
設定年月日	平成27年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 953

担当部署: 建設課

処分の概要	形態意匠の制限に適合しない建築物に対する措置命令		
法令名 根拠条項	景観法 第70条第1項		
法令番号	平成16年法律第110号		
【基準】	<p>法第70条第1項の規定による。  (形態意匠の制限に適合しない建築物に対する措置)</p> <p>第70条 市町村長は、前条第2項の規定により第62条から第68条までの規定の適用を受けない建築物について、その形態意匠が景観地区における良好な景観の形成に著しく支障があると認める場合においては、当該市町村の議会の同意を得た場合に限り、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の期限を定めて、当該建築物の改築、模様替、色彩の変更その他都市計画において定められた建築物の形態意匠の制限に適合するために必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、市町村は、当該命令に基づく措置によって通常生ずべき損害を時価によって補償しなければならない。</p> <p>景観法運用指針(平成23年9月国土交通省・農林水産省・環境省)参照</p>		
備考			
設定年月日	平成27年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 744

担当部署: 建設課

処分の概要	他の工作物管理者の工事施行命令		
法令名 根拠条項	道路法 第21条		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第21条の規定による。  (他の工作物の管理者に対する工事施行命令等)</p> <p>第21条 道路と他の工作物とが相互に効用を兼ねる場合において、他の工作物の管理者に当該道路の道路に関する工事を施行させ、又は維持をさせることが適当であると認められるときは、前条及び第31条の規定によつて協議をした場合を除く外、道路管理者は、他の工作物の管理者に当該道路に関する工事を施行させ、又は当該道路の維持をさせることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 745

担当部署: 建設課

処分の概要	工事原因者への工事施行命令		
法令名 根拠条項	道路法 第22条第1項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第22条第1項の規定による。  (工事原因者に対する工事施行命令等)</p> <p>第22条 道路管理者は、道路に関する工事以外の工事(以下「他の工事」という。)により必要を生じた道路に関する工事又は道路を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは道路の補強、拡幅その他道路の構造の現状を変更する必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という。)により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持を当該工事の執行者又は行為者に施行させることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 746

担当部署: 建設課

処分の概要	道路占用料の徴収		
法令名 根拠条項	道路法 第39条第1項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第39条第1項及び第2項により、条例の定めによる。  (占用料の徴収)</p> <p>第39条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業及び地方公共団体の行う事業で地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定める。但し、条例で定める場合においては、第35条に規定する事業及び全国にわたる事業で政令で定めるものに係るものについては、政令で定める基準の範囲をこえてはならない。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 747

担当部署: 建設課

処分の概要	原状回復に代る措置の指示		
法令名 根拠条項	道路法 第40条第2項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p><b>【基準】</b>  法第40条の規定による。  (原状回復)  第40条 道路占用者は、道路の占用の期間が満了した場合又は道路の占用を廃止した場合においては、道路の占有をしている工作物、物件又は施設(以下これらを「占有物件」という。)を除却し、道路を原状に回復しなければならない。但し、原状に回復することが不適當な場合においては、この限りでない。</p> <p>2 道路管理者は、道路占用者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 748

担当部署: 建設課

処分の概要	車両積載物の落下予防等措置命令		
法令名 根拠条項	道路法 第43条の2		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第43条の2の規定による。  (車両の積載物の落下の予防等の措置)</p> <p>第43条の2 道路管理者は、道路を通行している車両の積載物が落下するおそれがある場合において、当該積載物の落下により道路が損傷され、又は当該積載物により道路が汚損される等道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあるときは、当該車両を運転している者に対し、当該車両の通行の中止、積載方法の是正その他通行の方法について、道路の構造又は交通に支障が及ぶのを防止するため必要な措置をすることを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 749

担当部署: 建設課

処分の概要	工作物管理者の危険防止措置命令		
法令名 根拠条項	道路法 第44条第4項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第44条第3項及び第4項の規定による。  (沿道区域における土地等の管理者の損害予防義務)</p> <p>第44条</p> <p>3 沿道区域内にある土地、竹木又は工作物の管理者は、その土地、竹木又は工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼす虞があると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、当該土地、竹木又は工作物の管理者に対して、同項に規定する施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 750

担当部署: 建設課

処分の概要	違反車両の通行中止等の措置命令		
法令名 根拠条項	道路法 第47条の4第1項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第47条の4第1項の規定による。  (車両の通行に関する措置)</p> <p>第47条の4 道路管理者は、第47条第2項の規定に違反し、若しくは同条第1項の政令で定める最高限度を超える車両の通行に関し第47条の2第1項の規定により付した条件に違反して車両を通行させている者又は道路において第47条第4項の規定による政令で定める基準を超える車両を通行させている者に対し、当該車両の通行の中止、総重量の軽減、徐行その他通行の方法について、道路の構造の保全又は交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 751

担当部署: 建設課

処分の概要	道路に関する必要な措置命令		
法令名 根拠条項	道路法 第47条の4第2項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第47条の4第2項の規定による。  (車両の通行に関する措置)</p> <p>第47条の4</p> <p>2 道路管理者は、路線を定めて道路を自動車運送事業のために使用しようとする者又は反覆して同一の道路に車両を通行させようとする者に対して、当該車両が第47条第4項の規定による政令で定める基準に適合しない場合においては、当該基準に適合するように、道路に関して必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 752

担当部署: 建設課

処分の概要	道路保全立体区域内での措置命令		
法令名 根拠条項	道路法 第48条第2項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第48条第1項及び第2項の規定による。  (道路保全立体区域内の制限)</p> <p>第48条 道路保全立体区域内にある土地、竹木又は建築物その他の工作物の所有者又は占有者は、その土地、竹木又は建築物その他の工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、同項に規定する所有者又は占有者に対して、同項に規定する施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 753

担当部署: 建設課

処分の概要	行為の中止、物件の除却等の命令		
法令名 根拠条項	道路法 第48条第4項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第48条第3項及び第4項の規定による。 (道路保全立体区域内の制限)</p> <p>第48条</p> <p>3 第1項に規定する所有者又は占有者は、同項に規定するもののほか、高架の道路の橋脚の周囲又は地盤面下の道路の上下における土石の採取その他の道路保全立体区域における行為であつて、道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められるものを行つてはならない。</p> <p>4 道路管理者は、前項の規定に違反している者に対し、行為の中止、物件の改築、移転又は除却その他道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するための必要な措置をすることを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 754

担当部署: 建設課

処分の概要	連結料の徴収		
法令名 根拠条項	道路法 第48条の7第1項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第48条の7の規定により、条例の定めによる。  (連結料の徴収)</p> <p>第48条の7 道路管理者は、第48条の4第2号から第4号までに掲げる施設の自動車専用道路との連結につき、連結料を徴収することができる。</p> <p>2 前項の規定による連結料の額の基準及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定める。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 755

担当部署: 建設課

処分の概要	違反行為の中止その他の措置命令		
法令名 根拠条項	道路法 第48条の12		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第48条の11第1項及び第48条の12に規定による。  (出入の制限等)</p> <p>第48条の11 何人もみだりに自動車専用道路に立ち入り、又は自動車専用道路を自動車による以外の方法により通行してはならない。</p> <p>(違反行為に対する措置)</p> <p>第48条の12 道路管理者は、前条第1項の規定に違反している者に対し、行為の中止その他交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 756

担当部署: 建設課

処分の概要	通行の中止その他の措置命令		
法令名 根拠条項	道路法 第48条の16		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第48条の15及び第48条の16の規定による。 (通行の制限等)</p> <p>第48条の15 何人もみだりに自転車専用道路を自転車(自転車以外の軽車両(道路交通法第2条第1項第11号に規定する軽車両をいう。)その他の車両で国土交通省令で定めるものを含む。以下同じ。)による以外の方法により通行してはならない。</p> <p>2 何人もみだりに自転車歩行者専用道路を自転車以外の車両により通行してはならない。</p> <p>3 何人もみだりに歩行者専用道路を車両により通行してはならない。</p> <p>4 道路管理者は、自転車専用道路等の入口その他必要な場所に通行の禁止又は制限の対象を明らかにした道路標識を設けなければならない。</p> <p>(違反行為に対する措置)</p> <p>第48条の16 道路管理者は、前条1項から第3項までの規定に違反している者に対し、通行の中止その他交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 757

担当部署: 建設課

処分の概要	原因者への工事費用負担命令		
法令名 根拠条項	道路法 第58条第1項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第58条第1項の規定による。  (原因者負担金)</p> <p>第58条 道路管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 758

担当部署: 建設課

処分の概要	原因者への工事費用負担命令		
法令名 根拠条項	道路法 第59条第3項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】	<p>法第59条の規定による。 (附帯工事に要する費用)</p> <p>第59条 道路に関する工事に因り必要を生じた他の工事又は道路に関する工事を施行するために必要を生じた他の工事に要する費用は、第32条第1項及び第3項の規定による許可に附した条件に特別の定がある場合並びに第35条の規定による協議による場合を除く外、その必要を生じた限度において、この法律の規定に基づいて道路に関する工事について費用を負担すべき者がその全部又は一部を負担しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、他の工事が河川工事であるときは、他の工事に要する費用については、同項の規定は、適用しない。</p> <p>3 道路管理者は、第1項の道路に関する工事が他の工事又は他の行為のために必要となつたものである場合においては、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部を、その必要を生じた限度において、その原因となつた工事又は行為につき費用を負担する者に負担させることができる。</p>		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 759

担当部署: 建設課

処分の概要	工作物管理者への費用負担命令		
法令名 根拠条項	道路法 第60条		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第60条の規定による。  (他の工作物の管理者の行う道路に関する工事に要する費用)</p> <p>第60条 第21条の規定によつて道路管理者が他の工作物の管理者に施行させた道路に関する工事に要する費用は、この法律の規定に基いて当該道路に関する工事について費用を負担すべき者が負担しなければならない。但し、当該他の工作物の管理者が当該道路に関する工事に因り利益を受けた場合においては、当該他の工作物の管理者に対し、その受けた利益の限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 760

担当部署: 建設課

処分の概要	受益者への工事費用負担命令		
法令名 根拠条項	道路法 第61条第1項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第61条の規定により、条例の定めによる。 (受益者負担金)</p> <p>第61条 道路管理者は、道路に関する工事に因つて著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。</p> <p>2 前項の場合において、負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法については、道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定める。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 761

担当部署: 建設課

処分の概要	非常災害時の土地の収用、処分		
法令名 根拠条項	道路法 第68条第1項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】	<p>法第68条第1項の規定による。 (非常災害時における土地の一時使用等)</p> <p>第68条 道路管理者は、道路に関する非常災害のためやむを得ない必要がある場合においては、災害の現場において、必要な土地を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、収用し、若しくは処分することができる。</p>		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 762

担当部署: 建設課

処分の概要	非常災害時の防ぎよ従事命令		
法令名 根拠条項	道路法 第68条第2項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第68条第2項の規定による。  (非常災害時における土地の一時使用等)</p> <p>第68条</p> <p>2 道路管理者は、非常災害に因り道路の構造又は交通に対する危険を防止するためやむを得ないと認められる場合においては、災害の現場に在る者又はその附近に居住する者を防ぎよに従事させることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 763

担当部署: 建設課

処分の概要	許可等の取消し、工作物除去命令等		
法令名 根拠条項	道路法 第71条第1項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】	<p>法第71条第1項の規定による。 (道路管理者等の監督処分)</p> <p>第71条 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によつて与えた許可、承認若しくは認定を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路(連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。)に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。</p> <p>(1) この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者</p> <p>(2) この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者</p> <p>(3) 詐偽その他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可、承認又は認定を受けた者</p>		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 764

担当部署: 建設課

処分の概要	許可等の取消し、工作物除去命令等		
法令名 根拠条項	道路法 第71条第2項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第71条第2項の規定による。  (道路管理者等の監督処分)</p> <p>第71条</p> <p>2 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可、承認又は認定を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合</p> <p>(2) 道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、道路の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 765

担当部署: 建設課

処分の概要	負担金等の督促		
法令名 根拠条項	道路法 第73条第1項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p><b>【基準】</b>          法第73条第1項の規定による。          (負担金等の強制徴収)</p> <p>第73条 この法律、この法律に基づく命令若しくは条例又はこれらによつてした処分により納付すべき負担金、占用料、駐車料金、割増金、料金又は連結料(以下これらを「負担金等」という。)を納付しない者がある場合においては、道路管理者は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 767

担当部署: 建設課

処分の概要	道路予定区域における道路占用料の徴収(第39条第1項の準用)		
法令名 根拠条項	道路法 第91条第2項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>準用する法第39条第1項と同様に法第39条第1項及び第2項により、条例の定めによる。 (占用料の徴収)</p> <p>第39条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業及び地方公共団体の行う事業で地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定める。但し、条例で定める場合においては、第35条に規定する事業及び全国にわたる事業で政令で定めるものに係るものについては、政令で定める基準の範囲をこえてはならない。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 768

担当部署: 建設課

処分の概要	道路予定区域における原状回復に代る措置の指示(第40条第2項の準用)		
法令名 根拠条項	道路法 第91条第2項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p><b>【基準】</b>  準用する法第40条の規定による。  (原状回復)  第40条 道路占用者は、道路の占用の期間が満了した場合又は道路の占用を廃止した場合においては、道路の占有をしている工作物、物件又は施設(以下これらを「占有物件」という。)を除却し、道路を原状に回復しなければならない。但し、原状に回復することが不適當な場合においては、この限りでない。  2 道路管理者は、道路占用者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 769

担当部署: 建設課

処分の概要	道路予定区域における工作物管理者の危険防止措置命令(第44条第4項の準用)		
法令名 根拠条項	道路法 第91条第2項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>準用する法第44条第4項と同様に法第44条第3項及び第4項の規定による。 (沿道区域における土地等の管理者の損害予防義務)</p> <p>第44条</p> <p>3 沿道区域内にある土地、竹木又は工作物の管理者は、その土地、竹木又は工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼす虞があると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、当該土地、竹木又は工作物の管理者に対して、同項に規定する施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 770

担当部署: 建設課

処分の概要	道路予定区域における道路保全立体区域内での措置命令(第48条第2項の準用)		
法令名 根拠条項	道路法 第91条第2項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>準用する法第48条第2項と同様に法第48条第1項及び第2項の規定による。 (道路保全立体区域内の制限)</p> <p>第48条 道路保全立体区域内にある土地、竹木又は建築物その他の工作物の所有者又は占有者は、その土地、竹木又は建築物その他の工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、同項に規定する所有者又は占有者に対して、同項に規定する施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 771

担当部署: 建設課

処分の概要	道路予定区域における行為の中止、物件の除却等の命令(第48条第4項の準用)		
法令名 根拠条項	道路法 第91条第2項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p><b>【基準】</b>          準用する法第48条第4項と同様に法第48条第3項及び第4項の規定による。          (道路保全立体区域内の制限)</p> <p>第48条</p> <p>3 第1項に規定する所有者又は占有者は、同項に規定するもののほか、高架の道路の橋脚の周囲又は地盤面下の道路の上下における土石の採取その他の道路保全立体区域における行為であつて、道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められるものを行つてはならない。</p> <p>4 道路管理者は、前項の規定に違反している者に対し、行為の中止、物件の改築、移転又は除却その他道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するための必要な措置をすることを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 772

担当部署: 建設課

処分の概要	道路予定区域における許可等の取消し、工作物除去命令等(第71条第1項の準用)		
法令名 根拠条項	道路法 第91条第2項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>準用する法第71条第1項と同様に法第71条第1項の規定による。 (道路管理者等の監督処分)</p> <p>第71条 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によつて与えた許可、承認若しくは認定を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路(連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。)に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。</p> <p>(1) この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者</p> <p>(2) この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者</p> <p>(3) 詐偽その他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可、承認又は認定を受けた者</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 773

担当部署: 建設課

処分の概要	道路予定区域における許可等の取消し、工作物除去命令等(第71条第2項の準用)		
法令名 根拠条項	道路法 第91条第2項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>準用する法第71条第2項と同様に法第71条第2項の規定による。 (道路管理者等の監督処分)</p> <p>第71条</p> <p>2 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可、承認又は認定を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合</p> <p>(2) 道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、道路の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1341

担当部署: 建設課

処分の概要	改善命令及び指定の取消し		
法令名 根拠条項	幹線道路の沿道の整備に関する法律 第13条の5第2項及び第3項		
法令番号	昭和55年法律第34号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第13条の5第2項及び第3項の規定による。 (監督等)</p> <p>第13条の5</p> <p>2 市町村長は、機構が第13条の3各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、機構に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>3 市町村長は、機構が前項の規定による命令に違反したときは、第13条の2第1項の指定を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1642

担当部署: 建設課

処分の概要	認定集約都市開発事業の施行に係る改善命令		
法令名 根拠条項	都市の低炭素化の促進に関する法律 第14条		
法令番号	平成24年法律第84号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第14条の規定による。 (改善命令)</p> <p>第14条 市町村長は、認定集約都市開発事業者が認定集約都市開発事業計画に従って認定集約都市開発事業を施行していないと認めるときは、当該認定集約都市開発事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1643

担当部署: 建設課

処分の概要	集約都市開発事業計画の認定の取消し		
法令名 根拠条項	都市の低炭素化の促進に関する法律 第15条		
法令番号	平成24年法律第84号		
【基準】	法第15条の規定による。 (集約都市開発事業計画の認定の取消し) 第15条 市町村長は、認定集約都市開発事業者が前条の規定による命令に違反したときは、第10条第1項の認定を取り消すことができる。		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1648

担当部署: 建設課

処分の概要	低炭素建築物の新築等に係る改善命令		
法令名 根拠条項	都市の低炭素化の促進に関する法律 第57条		
法令番号	平成24年法律第84号		
【基準】	法第57条の規定による。 (改善命令) 第57条 所管行政庁は、認定建築主が認定低炭素建築物新築等計画に従って低炭素建築物の新築等を行っていないと認めるときは、当該認定建築主に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1649

担当部署: 建設課

処分の概要	低炭素建築物新築等計画の認定の取消し		
法令名根拠条項	都市の低炭素化の促進に関する法律 第58条		
法令番号	平成24年法律第84号		
【基準】	法第58条の規定による。 (低炭素建築物新築等計画の認定の取消し) 第58条 所管行政庁は、認定建築主が前条の規定による命令に違反したときは、第54条第1項の認定を取り消すことができる。		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 536

担当部署: 建設課

処分の概要	工事原因者に対する工事施行命令		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第18条		
法令番号	昭和39年法律第167号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第18条の規定による。</p> <p>河川法第18条 (工事原因者の工事の施行等)</p> <p>第18条 河川管理者は、河川工事以外の工事(以下「他の工事」という。)又は河川を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは河川の現状を変更する必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という。)によつて必要を生じた河川工事又は河川の維持を当該他の工事の施行者又は当該他の行為の行為者に行わせることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 537

担当部署: 建設課

処分の概要	洪水時等における業務従事命令		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第22条第2項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第22条第2項の規定による。  (洪水時等における緊急措置)</p> <p>第22条 洪水、津波、高潮等による危険が切迫した場合において、水災を防御し、又はこれによる被害を軽減する措置をとるため緊急の必要があるときは、河川管理者は、その現場において、必要な土地を使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬具若しくは器具を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。</p> <p>2 河川管理者は、前項に規定する措置をとるため緊急の必要があるときは、その附近に居住する者又はその現場にある者を当該業務に従事させることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 538

担当部署: 建設課

処分の概要	工作物用途廃止後の原状回復命令		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第31条第2項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第31条第2項の規定による。  (原状回復命令等)</p> <p>第31条 第26条第1項の許可を受けて工作物を設置している者は、当該工作物の用途を廃止したときは、速やかに、その旨を河川管理者に届け出なければならない。</p> <p>2 河川管理者は、前項の届出があつた場合において、河川管理上必要があると認めるときは、当該許可に係る工作物を除却し、河川を原状に回復し、その他河川管理上必要な措置をとることを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 539

担当部署: 建設課

処分の概要	流水占用料等の徴収		
法令名根拠条項	河川法 第100条において準用する第32条第1項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】	<p>法第32条第1項の規定による。  (流水占用料等の徴収等)</p> <p>第32条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する河川について第23条、第24条若しくは第25条の許可又は第23条の2の登録を受けた者から、流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料(以下「流水占用料等」という。)を徴収することができる。</p> <p>2 流水占用料等の額の基準及びその徴収に関して必要な事項は、政令で定める。</p> <p>政令第18条の規定による。  (流水占用料等の額の基準等)</p> <p>第18条 法第32条第1項の流水占用料等の額の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 流水若しくは土地の占用又は土石等の採取(以下「流水の占用等」という。)の目的及び態様に応じて公正妥当なものであること。</p> <p>(2) 流水の占用等に係る公益的な事業の適正かつ合理的な運営に支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>(3) 発電のための流水占用料等にあつては、河川の管理に要する費用、当該流水の占用等が河川の管理に及ぼす影響、河川の使用の態様等を勘案して国土交通大臣が定める額の範囲内であること。</p> <p>2 法第32条第1項の流水占用料等の徴収に関しては、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 流水の占用等を行うことができる期間が、当該流水の占用等に係る法第23条、第24条若しくは第25条の許可又は法第23条の2の登録をした日の属する年度の翌年度以降にわたるときは、翌年度以降の流水占用料等は、毎年度、当該年度分を徴収すること。</p> <p>(2) 法第23条、第24条若しくは第25条の許可又は法第23条の2の登録について、当該許可若しくは登録を受けた者の申請に基づき、又は法第75条第2項の規定による処分により、流水の占用等を行うことができる期間その他流水占用料等の額の算出の基礎となつた事項に変更があつたときは、その額を変更するものとし、既に納めた流水占用料等の額が当該変更後の額を超えるときは、その超える額の流水占用料等は返還すること。</p> <p>(3) 2以上の都府県の区域にわたつて行われる水利使用については、当該都府県を統轄する都府県知事があらかじめ協議して、それぞれその徴収すべき流水占用料等の額を定めること。</p>		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 540

担当部署: 建設課

処分の概要	河川の従前の機能の維持の指示		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第44条第1項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第44条の規定による。 (河川の従前の機能の維持)</p> <p>第44条 ダム(河川の流水を貯留し、又は取水するため第26条第1項の許可を受けて設置するダムで、基礎地盤から堤頂までの高さが15メートル以上のものをいう。以下同じ。)で政令で定めるものを設置する者は、当該ダムの設置により河川の状態が変化し、洪水時における従前の当該河川の機能が減殺されることとなる場合においては、河川管理者の指示に従い、当該機能を維持するために必要な施設を設け、又はこれに代わるべき措置をとらなければならない。</p> <p>2 前項の河川管理者の指示の基準は、政令で定める。</p> <p>政令第24条の規定による。 (河川管理者の指示の基準)</p> <p>第24条 法第44条第2項の河川管理者の指示の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 当該ダムの設置に伴う上流における河床又は水位の上昇により災害が発生するおそれがある場合においては、必要に応じ、堤防の新築又は改築、低地の盛土、河床のしゅんせつ、貯水池末端附近における自然排砂を促進させるための予備放流その他これらに類する措置を行なわせること。</p> <p>(2) 前条第1号又は第2号に掲げるダムの設置に伴い下流の洪水流量が著しく増加し災害が発生するおそれがある場合においては、当該ダムの設置者にサーチヤージ方式、制限水位方式又は予備放流方式のうちいずれか一以上の方式により、当該増加流量を調節することができると認められる容量を確保させること。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 541

担当部署: 建設課

処分の概要	ダムの操作規程の変更命令		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第47条第4項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】	法第47条第4項の規定による。 (ダムの操作規程) 第47条 4 河川管理者は、当該ダムに関する工事又は河川の状況の変化その他当該河川に関する特別の事情により、当該操作規程によつては河川管理上支障を生ずると認める場合においては、当該操作規程の変更を命ずることができる。		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 542

担当部署: 建設課

処分の概要	洪水調節のための指示		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第52条		
法令番号	昭和39年法律第167号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第52条の規定による。  (洪水調節のための指示)</p> <p>第52条 河川管理者は、洪水による災害が発生し、又は発生するおそれ大きいと認められる場合において、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するため緊急の必要があると認められるときは、ダムを設置する者に対し、当該ダムの操作について、その水系に係る河川の状況を総合的に考慮して、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置をとるべきことを指示することができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1652

担当部署: 建設課

処分の概要	改善命令及び指定の取消し		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第58条の10第2項及び第3項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第58条の10の規定による。 (監督等)</p> <p>第58条の10 河川管理者は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、河川協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。</p> <p>2 河川管理者は、河川協力団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、河川協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>3 河川管理者は、河川協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。</p> <p>4 河川管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 543

担当部署: 建設課

処分の概要	工事費用の原因者への負担命令		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第67条		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】	法第67条の規定による。 (原因者負担金) 第67条 河川管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた河川工事又は河川の維持に要する費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 544

担当部署: 建設課

処分の概要	附帯工事費用の原因者負担命令		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第68条第2項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第68条の規定による。  (附帯工事に要する費用)</p> <p>第68条 河川工事により必要を生じた他の工事又は河川工事を施行するために必要を生じた他の工事に要する費用は、第26条第1項の許可に付した条件に特別の定めがある場合並びに第37条の2、第58条の12、第95条及び第99条第2項の規定による協議において特別の定めをした場合を除き、その必要を生じた限度において、第59条、第60条第2項前段及び第65条の2第1項前段の規定に基づいて当該河川工事について費用を負担すべき者がその全部又は一部を負担しなければならない。</p> <p>2 河川管理者は、前項の河川工事が他の工事又は他の行為のために必要を生じたものである場合においては、その必要を生じた限度において、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部をその原因となつた他の工事又は他の行為につき費用を負担する者に負担させることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 545

担当部署: 建設課

<b>処分の概要</b>	工事費用の受益者への負担命令		
<b>法令名 根拠条項</b>	河川法 第100条において準用する第70条第1項		
<b>法令番号</b>	昭和39年法律第167号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第70条の規定による。 (受益者負担金)</p> <p>第70条 河川管理者は、河川工事により著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、その者に、当該河川工事に要する費用の一部を負担させることができる。</p> <p>2 前項の場合において、負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法については、国土交通大臣が負担させるものにあつては政令で、都道府県知事が負担させるものにあつては当該都道府県知事が統轄する都道府県の条例で定める。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成 27 年 7 月 1 日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 1554

担当部署: 建設課

処分の概要	負担金等の督促		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第74条第1項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】	<p>法第74条第1項の規定による。 (強制徴収)</p> <p>第74条 この法律、この法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定又はこれらの規定に基づく処分により納付すべき負担金又は流水占用料等(以下これらを「負担金等」という。)をその納期限までに納付しない者がある場合においては、河川管理者(当該負担金等が、国の収入となる場合にあつては国土交通大臣、都道府県の収入となる場合にあつては当該都道府県を統括する都道府県知事とする。以下この条において同じ。)は、期限を指定して、その納付を督促しなければならない。</p>		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 547

担当部署: 建設課

処分の概要	延滞金の徴収		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第74条第5項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
<p><b>【基準】</b>  法第74条第5項の規定による。  第74条  5 河川管理者は、第1項の規定により督促をした場合においては、政令で定めるところにより、同項の負担金等の額につき年14.5パーセントの割合で、納期限の翌日からその負担金等の完納の日又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 548

担当部署: 建設課

<b>処分の概要</b>	許可等の取消し、工事中止命令等		
<b>法令名根拠条項</b>	河川法 第100条において準用する第75条第1項		
<b>法令番号</b>	昭和39年法律第167号		
<b>【基準】</b>	<p>法第75条第1項の規定による。 (河川管理者の監督処分)</p> <p>第75条 河川管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定によつて与えた許可、登録若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の中止、工作物の改築若しくは除却(第24条の規定に違反する係留施設に係留されている船舶の除却を含む。)、工事その他の行為若しくは工作物により生じた若しくは生ずべき損害を除去し、若しくは予防するために必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは河川を原状に回復することを命ずることができる。</p> <p>(1) この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した者、その者の一般承継人若しくはその者から当該違反に係る工作物(除却を命じた船舶を含む。以下この条において同じ。)若しくは土地を譲り受けた者又は当該違反した者から賃貸借その他により当該違反に係る工作物若しくは土地を使用する権利を取得した者</p> <p>(2) この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可、登録又は承認に付した条件に違反している者</p> <p>(3) 詐欺その他不正な手段により、この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可、登録又は承認を受けた者</p>		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成 27 年 7 月 1 日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 549

担当部署: 建設課

処分の概要	許可等の取消し、工事中止命令等		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第75条第2項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第75条第2項の規定による。 (河川管理者の監督処分)</p> <p>第75条</p> <p>2 河川管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可、登録又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をすることができる。</p> <p>(1) 許可、登録若しくは承認に係る工事その他の行為につき、又はこれらに係る事業を営むことにつき、他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかつたとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失つたとき。</p> <p>(2) 許可、登録若しくは承認に係る工事その他の行為又はこれらに係る事業の全部又は一部の廃止があつたとき。</p> <p>(3) 洪水、津波、高潮その他の天然現象により河川の状況が変化したことにより、許可、登録又は承認に係る工事その他の行為が河川管理上著しい支障を生ずることとなつたとき。</p> <p>(4) 河川工事のためやむを得ない必要があるとき。</p> <p>(5) 前号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要があるとき。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 550

担当部署: 建設課

処分の概要	損失補償額の原因者への負担命令		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第76条第3項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第76条の規定による。  (監督処分に伴う損失の補償等)</p> <p>第76条 河川管理者は、前条第2項第4号又は第5号に該当することにより同項の規定による処分をした場合において、当該処分により損失を受けた者があるときは、その者に対して通常生ずべき損失を補償しなければならない。ただし、水利使用に関し第23条若しくは第26条第1項の許可又は第23条の2の登録を受けた者が、第41条の規定によりその損失を補償する場合は、この限りでない。</p> <p>2 第22条第4項及び第5項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。</p> <p>3 河川管理者は、第1項の規定により河川管理者が補償すべき損失が、前条第2項第5号に該当するものとして同項の規定による処分があつたことによるものである場合においては、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5103

担当部署: 建設課

処分の概要	土地の原状回復又は建築物その他の工作物の移転等の命令
法令名根拠条項	被災市街地復興特別措置法 第7条第5項
法令番号	平成7年法律第14号

## 【基準】

法第7条第5項の規定による。

(建築行為等の制限等)

第7条 被災市街地復興推進地域内において、第5条第2項の規定により当該被災市街地復興推進地域に関する都市計画に定められた日までに、土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(市の区域内にあっては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- (1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
  - (2) 非常災害(第5条第1項第1号の災害を含む。)のため必要な応急措置として行う行為
  - (3) 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為
- 2 都道府県知事等は、次に掲げる行為について前項の規定による許可の申請があった場合において、その許可をしなければならない。
- (1) 土地の形質の変更で次のいずれかに該当するもの
    - イ 被災市街地復興推進地域に関する都市計画に適合する0.5ヘクタール以上の規模の土地の形質の変更で、当該被災市街地復興推進地域の他の部分についての市街地開発事業の施行その他市街地の整備改善のため必要な措置の実施を困難にしないもの
    - ロ 次号ロに規定する建築物又は自己の業務の用に供する工作物(建築物を除く。)の新築、改築又は増築の用に供する目的で行う土地の形質の変更で、その規模が政令で定める規模未満のもの
    - ハ 次条第4項の規定により買い取らない旨の通知があった土地における同条第3項第2号に該当する土地の形質の変更
      - (2) 建築物の新築、改築又は増築で次のいずれかに該当するもの
        - イ 前項の許可(前号ハに掲げる行為についての許可を除く。)を受けて土地の形質の変更が行われた土地の区域内において行う建築物の新築、改築又は増築
        - ロ 自己の居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する建築物(住宅を除く。)で次に掲げる要件に該当するものの新築、改築又は増築
          - (1) 階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと。
          - (2) 主要構造部(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第5号に規定する主要構造部をいう。)が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
          - (3) 容易に移転し、又は除却することができること。
          - (4) 敷地の規模が政令で定める規模未満であること。
      - ハ 次条第4項の規定により買い取らない旨の通知があった土地における同条第3項第1号に該当する建築物の新築、改築又は増築
- 3 第1項の規定は、次の各号に掲げる告示、公告等があった日後は、それぞれ当該各号に定める区域又は地区内においては、適用しない。
- (1) 都市計画法第4条第5項に規定する都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画についての同法第20条第1項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定による告示(以下この号から第5号までにおいて単に「告示」という。)当該告示に係る都市施設の区域又は市街地開発事業の施行区域
  - (2) 都市計画法第12条の4第1項第1号に掲げる地区計画に関する都市計画についての告示 当該告示に係る地区計画の区域のうち、同法第12条の5第2項第1号に掲げる地区整備計画が定められた区域
  - (3) 都市計画法第12条の4第1項第4号に掲げる沿道地区計画に関する都市計画についての告示 当該告示に係る沿道地区計画の区域のうち、幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和55年法律第34号)第9条第2項第1号に掲げる沿道地区整備計画が定められた区域

- (4) 土地区画整理法第76条第1項第1号から第3号までに掲げる公告 当該公告に係る同法第2条第4項に規定する施行地区
- (5) 都市再開発法第60条第2項第1号に掲げる公告 当該公告に係る同法第2条第3号に規定する施行地区
- (6) 市街地開発事業に準ずる事業として国土交通省令で定めるものの実施に必要とされる認可その他の処分についての公告、告示等で国土交通省令で定めるもの 当該公告、告示等に係る区域
- 4 第1項の許可には、緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善を推進するために必要な条件を付けることができる。この場合において、その条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。
- 5 都道府県知事等は、第1項の規定に違反した者又は前項の規定により付けた条件に違反した者があるときは、これらの者又はこれらの者から当該土地若しくは建築物その他の工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善を推進するために必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物の移転若しくは除却を命ずることができる。
- 6 前項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物の移転若しくは除却を命じようとする場合において、過失がなくその原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事等は、それらの者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、都道府県知事等又はその命じた者若しくは委任した者が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨を公告しなければならない。
- 7 前項の規定により土地を原状回復し、又は建築物その他の工作物を移転し、若しくは除却しようとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

備考

設定年月日

平成 27 年 7 月 1 日

最終変更年月日

年 月 日

ID: 569

担当部署: 建設課

処分の概要	違反建築物の除却、移転等の命令		
法令名 根拠条項	建築基準法 第9条第1項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第9条第1項の規定による。  (違反建築物に対する措置)</p> <p>第9条 特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反した建築物又は建築物の敷地については、当該建築物の建築主、当該建築物に関する工事の請負人(請負工事の下請人を含む。)若しくは現場管理者又は当該建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者に対して、当該工事の施工の停止を命じ、又は、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他これらの規定又は条件に対する違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 570

担当部署: 建設課

処分の概要	違反建築物の仮の使用禁止、使用制限		
法令名 根拠条項	建築基準法 第9条第7項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第9条第7項の規定による。  (違反建築物に対する措置)</p> <p>第9条</p> <p>7 特定行政庁は、緊急の必要がある場合においては、前5項の規定にかかわらず、これらに定める手続によらないで、仮に、使用禁止又は使用制限の命令をすることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 571

担当部署: 建設課

処分の概要	違反建築工事について緊急の必要のある停止命令		
法令名 根拠条項	建築基準法 第9条第10項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第9条第10項の規定による。 (違反建築物に対する措置)</p> <p>第9条</p> <p>10 特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反することが明らかな建築、修繕又は模様替の工事中の建築物については、緊急の必要があつて第2項から第6項までに定める手続によることができない場合に限り、これらの手続によらないで、当該建築物の建築主又は当該工事の請負人(請負工事の下請人を含む。)若しくは現場管理者に対して、当該工事の施工の停止を命ずることができる。この場合において、これらの者が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 572

担当部署: 建設課

処分の概要	保安上危険な建築物の除却命令等		
法令名 根拠条項	建築基準法 第10条第2項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第10条第2項の規定による。  (保安上危険な建築物等に対する措置)</p> <p>第10条 特定行政庁は、第6条第1項第1号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備(いずれも第3条第2項の規定により第2章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。)について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。</p> <p>2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 573

担当部署: 建設課

処分の概要	危険建築物の使用禁止、使用制限		
法令名 根拠条項	建築基準法 第10条第3項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
<p><b>【基準】</b>  法第10条第3項の規定による。  (保安上危険な建築物等に対する措置)</p> <p>第10条  3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備(いずれも第3条第2項の規定により第2章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。)が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 574

担当部署: 建設課

処分の概要	私道の変更又は廃止の制限		
法令名 根拠条項	建築基準法 第45条第1項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第45条第1項の規定による。 (私道の変更又は廃止の制限)</p> <p>第45条 私道の変更又は廃止によつて、その道路に接する敷地が第43条第1項の規定又は同条第2項の規定に基く条例の規定に抵触することとなる場合においては、特定行政庁は、その私道の変更又は廃止を禁止し、又は制限することができる。</p> <p>法第43条第1項及び第2項 (敷地等と道路との関係)</p> <p>第43条 建築物の敷地は、道路(次に掲げるものを除く。第44条第1項を除き、以下同じ。)に2メートル以上接しなければならない。ただし、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 自動車のみ交通の用に供する道路</p> <p>(2) 高架の道路その他の道路であつて自動車の沿道への出入りができない構造のものとして政令で定める基準に該当するもの(第44条第1項第3号において「特定高架道路等」という。)で、地区計画の区域(地区整備計画が定められている区域のうち都市計画法第12条の11の規定により建築物その他の工作物の敷地として併せて利用すべき区域として定められている区域に限る。同号において同じ。)内のもの</p> <p>2 地方公共団体は、特殊建築物、階数が3以上である建築物、政令で定める窓その他の開口部を有しない居室を有する建築物又は延べ面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計。第4節、第7節及び別表第3において同じ。)が1,000平方メートルを超える建築物の敷地が接しなければならない道路の幅員、その敷地が道路に接する部分の長さその他その敷地又は建築物と道路との関係についてこれらの建築物の用途又は規模の特殊性により、前項の規定によつては避難又は通行の安全の目的を十分に達し難いと認める場合においては、条例で、必要な制限を付加することができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1007

担当部署: 建設課

処分の概要	既存の一の建築物について二以上の工事の全体計画等における措置命令		
法令名 根拠条項	建築基準法 第86条の8第5項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第86条の8第5項の規定による。  (既存の一の建築物について二以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和)</p> <p>5 特定行政庁は、認定建築主が第1項の認定を受けた全体計画に従って工事を行っていないと認めるときは、当該認定建築主に対し、相当の猶予期限を付けて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 575

担当部署: 建設課

処分の概要	既存の一の建築物について二以上の工事の全体計画等の認定取消し		
法令名 根拠条項	建築基準法 第86条の8第6項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第86条の8第5項及び第6項の規定による。  (既存の一の建築物について二以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和)</p> <p>第86条の8</p> <p>5 特定行政庁は、認定建築主が第1項の認定を受けた全体計画に従って工事を行っていないと認めるときは、当該認定建築主に対し、相当の猶予期限を付けて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>6 特定行政庁は、認定建築主が前項の命令に違反したときは、第1項又は第3項の認定を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 576

担当部署: 建設課

処分の概要	危害防止のための除却等措置命令(第90条の準用における第9条第1項の準用)		
法令名 根拠条項	建築基準法 第87条の2		
法令番号	昭和25年法律第201号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第87条の2に規定する建築設備における準用規定(法第90条の準用)法第9条第1項の規定による。</p> <p>(違反建築物に対する措置)</p> <p>第9条 特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反した建築物又は建築物の敷地については、当該建築物の建築主、当該建築物に関する工事の請負人(請負工事の下請人を含む。)若しくは現場管理者又は当該建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者に対して、当該工事の施工の停止を命じ、又は、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他これらの規定又は条件に対する違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 577

担当部署: 建設課

処分の概要	建築設備における緊急時の使用禁止、使用制限命令(第90条の準用における第9条第7項の準用)		
法令名 根拠条項	建築基準法 第87条の2		
法令番号	昭和25年法律第201号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第87条の2に規定する建築設備における準用規定(法第90条の準用)法第9条第7項の規定による。 (違反建築物に対する措置)</p> <p>第9条</p> <p>7 特定行政庁は、緊急の必要がある場合においては、前5項の規定にかかわらず、これらに定める手続によらないで、仮に、使用禁止又は使用制限の命令をすることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 578

担当部署: 建設課

処分の概要	危害防止のための工事停止命令(第90条の準用における第9条第10項の準用)		
法令名 根拠条項	建築基準法 第87条の2		
法令番号	昭和25年法律第201号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第87条の2に規定する建築設備における準用規定(法第90条の準用)法第9条第10項の規定による。</p> <p>(違反建築物に対する措置)</p> <p>第9条</p> <p>10 特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反することが明らかな建築、修繕又は模様替の工事中の建築物については、緊急の必要があつて第2項から第6項までに定める手続によることができない場合に限り、これらの手続によらないで、当該建築物の建築主又は当該工事の請負人(請負工事の下請人を含む。)若しくは現場管理者に対して、当該工事の施工の停止を命ずることができる。この場合において、これらの者が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 579

担当部署: 建設課

処分の概要	工事中の建築設備に係る措置命令(第90条の2第1項の準用)		
法令名 根拠条項	建築基準法 第87条の2第1項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>準用規定法第90条の2第1項の規定による。  (工事中の特殊建築物等に対する措置)</p> <p>第90条の2 特定行政庁は、第9条又は第10条の規定による場合のほか、建築、修繕若しくは模様替又は除却の工事中に使用されている第6条第1項第1号から第3号までの建築物が、安全上、防火上又は避難上著しく支障があると認める場合においては、当該建築物の建築主又は所有者、管理者若しくは占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の使用禁止、使用制限その他安全上、防火上又は避難上必要な措置を採ることを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 580

担当部署: 建設課

処分の概要	違反煙突等の除却、移転等の命令(第9条第1項の準用)		
法令名 根拠条項	建築基準法 第88条第1項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>準用規定法第9条第1項の規定による。 (違反建築物に対する措置)</p> <p>第9条 特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反した建築物又は建築物の敷地については、当該建築物の建築主、当該建築物に関する工事の請負人(請負工事の下請人を含む。)若しくは現場管理者又は当該建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者に対して、当該工事の施工の停止を命じ、又は、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他これらの規定又は条件に対する違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 581

担当部署: 建設課

処分の概要	違反煙突等の仮の使用禁止、使用制限(第9条第7項の準用)		
法令名 根拠条項	建築基準法 第88条第1項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
<p><b>【基準】</b>  準用規定法第9条第7項の規定による。  (違反建築物に対する措置)</p> <p>第9条  7 特定行政庁は、緊急の必要がある場合においては、前5項の規定にかかわらず、これらに定める手続によらないで、仮に、使用禁止又は使用制限の命令をすることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 582

担当部署: 建設課

処分の概要	違反煙突等工事について緊急の必要のある停止命令(第9条第10項の準用)		
法令名 根拠条項	建築基準法 第88条第1項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
<p><b>【基準】</b>  準用規定法第9条第10項の規定による。  (違反建築物に対する措置)</p> <p>第9条  10 特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反することが明らかな建築、修繕又は模様替の工事中の建築物については、緊急の必要があつて第2項から第6項までに定める手続によることができない場合に限り、これらの手続によらないで、当該建築物の建築主又は当該工事の請負人(請負工事の下請人を含む。)若しくは現場管理者に対して、当該工事の施工の停止を命ずることができる。この場合において、これらの者が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 583

担当部署: 建設課

処分の概要	保安上危険な煙突等の除却命令等(第10条第2項の準用)		
法令名 根拠条項	建築基準法 第88条第1項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>準用規定法第10条第2項の規定による。 (保安上危険な建築物等に対する措置)</p> <p>第10条 特定行政庁は、第6条第1項第1号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備(いずれも第3条第2項の規定により第2章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。)について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。</p> <p>2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 584

担当部署: 建設課

処分の概要	危険煙突等の使用禁止、使用制限(第10条第3項の準用)		
法令名 根拠条項	建築基準法 第88条第1項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
<p><b>【基準】</b>          準用規定第10条第3項の規定による。          (保安上危険な建築物等に対する措置)</p> <p>第10条          3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備(いずれも第3条第2項の規定により第2章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。)が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 585

担当部署: 建設課

処分の概要	危害防止のための除却等措置命令(第87条の2及び第90条の準用における第9条第1項の準用)		
法令名 根拠条項	建築基準法 第88条第1項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第87条の2及び第90条の準用における法第9条第1項の規定による。 (違反建築物に対する措置)</p> <p>第9条 特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反した建築物又は建築物の敷地については、当該建築物の建築主、当該建築物に関する工事の請負人(請負工事の下請人を含む。)若しくは現場管理者又は当該建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者に対して、当該工事の施工の停止を命じ、又は、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他これらの規定又は条件に対する違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 586

担当部署: 建設課

処分の概要	緊急時の使用禁止、使用制限命令(第87条の2及び第90条の準用における第9条第7項の準用)		
法令名 根拠条項	建築基準法 第88条第1項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第87条の2及び第90条の準用における法第9条第7項の規定による。 (違反建築物に対する措置)</p> <p>第9条</p> <p>7 特定行政庁は、緊急の必要がある場合においては、前5項の規定にかかわらず、これらに定める手続によらないで、仮に、使用禁止又は使用制限の命令をすることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 587

担当部署: 建設課

処分の概要	危害防止のための工事停止命令(第87条の2及び第90条の準用における第9条第10項の準用)		
法令名 根拠条項	建築基準法 第88条第1項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第87条の2及び第90条の準用における法第9条第10項の規定による。 (違反建築物に対する措置)</p> <p>第9条</p> <p>10 特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反することが明らかな建築、修繕又は模様替の工事中の建築物については、緊急の必要があつて第2項から第6項までに定める手続によることができない場合に限り、これらの手続によらないで、当該建築物の建築主又は当該工事の請負人(請負工事の下請人を含む。)若しくは現場管理者に対して、当該工事の施工の停止を命ずることができる。この場合において、これらの者が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 589

担当部署: 建設課

処分の概要	違反製造施設等の除却、移転等の命令(第9条第1項の準用)		
法令名 根拠条項	建築基準法 第88条第2項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>準用規定法第9条第1項の規定による。 (違反建築物に対する措置)</p> <p>第9条 特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反した建築物又は建築物の敷地については、当該建築物の建築主、当該建築物に関する工事の請負人(請負工事の下請人を含む。)若しくは現場管理者又は当該建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者に対して、当該工事の施工の停止を命じ、又は、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他これらの規定又は条件に対する違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 590

担当部署: 建設課

処分の概要	違反製造施設等の仮の使用禁止、使用制限(第9条第7項の準用)		
法令名 根拠条項	建築基準法 第88条第2項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>準用規定法第9条第7項の規定による。 (違反建築物に対する措置)</p> <p>第9条</p> <p>7 特定行政庁は、緊急の必要がある場合においては、前5項の規定にかかわらず、これらに定める手続によらないで、仮に、使用禁止又は使用制限の命令をすることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 591

担当部署: 建設課

処分の概要	違反製造施設等工事について緊急の必要のある停止命令(第9条第10項の準用)		
法令名 根拠条項	建築基準法 第88条第2項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
<p><b>【基準】</b>  準用規定法第9条第10項の規定による。  (違反建築物に対する措置)</p> <p>第9条  10 特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反することが明らかな建築、修繕又は模様替の工事中の建築物については、緊急の必要があつて第2項から第6項までに定める手続によることができない場合に限り、これらの手続によらないで、当該建築物の建築主又は当該工事の請負人(請負工事の下請人を含む。)若しくは現場管理者に対して、当該工事の施工の停止を命ずることができる。この場合において、これらの者が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 592

担当部署: 建設課

処分の概要	危害防止のための除却等措置命令(第87条の2及び第90条の準用における第9条第1項の準用)		
法令名 根拠条項	建築基準法 第88条第2項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第87条の2及び第90条の準用における法第9条第1項の規定による。 (違反建築物に対する措置)</p> <p>第9条 特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反した建築物又は建築物の敷地については、当該建築物の建築主、当該建築物に関する工事の請負人(請負工事の下請人を含む。)若しくは現場管理者又は当該建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者に対して、当該工事の施工の停止を命じ、又は、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他これらの規定又は条件に対する違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 593

担当部署: 建設課

処分の概要	緊急時の使用禁止、使用制限命令(第87条の2及び第90条の準用における第9条第7項の準用)		
法令名 根拠条項	建築基準法 第88条第2項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第87条の2及び第90条の準用における法第9条第7項の規定による。 (違反建築物に対する措置)</p> <p>第9条</p> <p>7 特定行政庁は、緊急の必要がある場合においては、前5項の規定にかかわらず、これらに定める手続によらないで、仮に、使用禁止又は使用制限の命令をすることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 594

担当部署: 建設課

処分の概要	危害防止のための工事停止命令(第87条の2及び第90条の準用における第9条第10項の準用)		
法令名 根拠条項	建築基準法 第88条第2項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第87条の2及び第90条の準用における法第9条第10項の規定による。 (違反建築物に対する措置)</p> <p>第9条</p> <p>10 特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反することが明らかな建築、修繕又は模様替の工事中の建築物については、緊急の必要があつて第2項から第6項までに定める手続によることができない場合に限り、これらの手続によらないで、当該建築物の建築主又は当該工事の請負人(請負工事の下請人を含む。)若しくは現場管理者に対して、当該工事の施工の停止を命ずることができる。この場合において、これらの者が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 595

担当部署: 建設課

処分の概要	工事中の建設設備に係る措置命令(第90条の2第1項の準用)		
法令名 根拠条項	建築基準法 第88条第2項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>準用規定法第90条の2第1項の規定による。  (工事中の特殊建築物等に対する措置)</p> <p>第90条の2 特定行政庁は、第9条又は第10条の規定による場合のほか、建築、修繕若しくは模様替又は除却の工事中に使用されている第6条第1項第1号から第3号までの建築物が、安全上、防火上又は避難上著しく支障があると認める場合においては、当該建築物の建築主又は所有者、管理者若しくは占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の使用禁止、使用制限その他安全上、防火上又は避難上必要な措置を採ることを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 596

担当部署: 建設課

処分の概要	違反看板等の除却、移転等の命令(第66条に規定する工作物に係る第9条第1項の準用)		
法令名 根拠条項	建築基準法 第88条第3項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>準用規定法第9条第1項の規定による。 (違反建築物に対する措置)</p> <p>第9条 特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反した建築物又は建築物の敷地については、当該建築物の建築主、当該建築物に関する工事の請負人(請負工事の下請人を含む。)若しくは現場管理者又は当該建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者に対して、当該工事の施工の停止を命じ、又は、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他これらの規定又は条件に対する違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 597

担当部署: 建設課

処分の概要	違反看板等の仮の使用禁止、使用制限(第66条に規定する工作物に係る第9条第7項の準用)		
法令名 根拠条項	建築基準法 第88条第3項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
<p><b>【基準】</b>  準用規定法第9条第7項の規定による。  (違反建築物に対する措置)</p> <p>第9条  7 特定行政庁は、緊急の必要がある場合においては、前5項の規定にかかわらず、これらに定める手続によらないで、仮に、使用禁止又は使用制限の命令をすることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 598

担当部署: 建設課

処分の概要	違反看板等設置工事について緊急の必要のある停止命令(第66条に規定する工作物に係る第9条第10項の準用)		
法令名 根拠条項	建築基準法 第88条第3項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第66条に規定する工作物に係る準用規定法第9条第10項の規定による。 (違反建築物に対する措置)</p> <p>第9条</p> <p>10 特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反することが明らかな建築、修繕又は模様替の工事中の建築物については、緊急の必要があつて第2項から第6項までに定める手続によることができない場合に限り、これらの手続によらないで、当該建築物の建築主又は当該工事の請負人(請負工事の下請人を含む。)若しくは現場管理者に対して、当該工事の施工の停止を命ずることができる。この場合において、これらの者が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 599

担当部署: 建設課

処分の概要	保安上危険な看板等の除却命令等(第66条に規定する工作物に係る第10条第2項の準用)		
法令名 根拠条項	建築基準法 第88条第3項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第66条に規定する工作物に係る準用規定法第10条第2項の規定による。 (保安上危険な建築物等に対する措置)</p> <p>第10条 特定行政庁は、第6条第1項第1号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備(いずれも第3条第2項の規定により第2章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。)について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。</p> <p>2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 600

担当部署: 建設課

処分の概要	危険看板等の使用禁止、使用制限(第66条に規定する工作物に係る第10条第3項の準用)		
法令名 根拠条項	建築基準法 第88条第3項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第66条に規定する工作物に係る準用規定法第10条第3項の規定による。 (保安上危険な建築物等に対する措置)</p> <p>第10条</p> <p>3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備(いずれも第3条第2項の規定により第2章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。)が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 601

担当部署: 建設課

処分の概要	危害防止のための除却等措置命令(第9条第1項の準用)		
法令名 根拠条項	建築基準法 第90条第3項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>準用規定法第9条第1項の規定による。 (違反建築物に対する措置)</p> <p>第9条 特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反した建築物又は建築物の敷地については、当該建築物の建築主、当該建築物に関する工事の請負人(請負工事の下請人を含む。)若しくは現場管理者又は当該建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者に対して、当該工事の施工の停止を命じ、又は、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他これらの規定又は条件に対する違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 602

担当部署: 建設課

処分の概要	緊急時の使用禁止、使用制限命令(第9条第7項の準用)		
法令名 根拠条項	建築基準法 第90条第3項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>準用規定法第9条第7項の規定による。 (違反建築物に対する措置)</p> <p>第9条</p> <p>7 特定行政庁は、緊急の必要がある場合においては、前5項の規定にかかわらず、これらに定める手続によらないで、仮に、使用禁止又は使用制限の命令をすることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 603

担当部署: 建設課

処分の概要	危害防止のための工事停止命令(第9条第10項の準用)		
法令名 根拠条項	建築基準法 第90条第3項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>準用規定法第9条第10項の規定による。 (違反建築物に対する措置)</p> <p>第9条</p> <p>10 特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反することが明らかな建築、修繕又は模様替の工事中の建築物については、緊急の必要があつて第2項から第6項までに定める手続によることができない場合に限り、これらの手続によらないで、当該建築物の建築主又は当該工事の請負人(請負工事の下請人を含む。)若しくは現場管理者に対して、当該工事の施工の停止を命ずることができる。この場合において、これらの者が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 604

担当部署: 建設課

処分の概要	工事中の特殊建築物に係る措置命令		
法令名 根拠条項	建築基準法 第90条の2第1項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第90条の2第1項の規定による。  (工事中の特殊建築物等に対する措置)</p> <p>第90条の2 特定行政庁は、第9条又は第10条の規定による場合のほか、建築、修繕若しくは模様替又は除却の工事中に使用されている第6条第1項第1号から第3号までの建築物が、安全上、防火上又は避難上著しく支障があると認める場合においては、当該建築物の建築主又は所有者、管理者若しくは占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の使用禁止、使用制限その他安全上、防火上又は避難上必要な措置を採ることを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 605

担当部署: 建設課

処分の概要	緊急時の使用禁止、使用制限命令(第9条第7項の準用)		
法令名 根拠条項	建築基準法 第90条の2第2項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>準用規定法第9条第7項の規定による。 (違反建築物に対する措置)</p> <p>第9条</p> <p>7 特定行政庁は、緊急の必要がある場合においては、前5項の規定にかかわらず、これらに定める手続によらないで、仮に、使用禁止又は使用制限の命令をすることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 948

担当部署: 建設課

処分の概要	認定事業者に対する改善命令		
法令名 根拠条項	建築物の耐震改修の促進に関する法律 第20条		
法令番号	平成7年法律第123号		
<p><b>【基準】</b>  法第20条の規定による。  (改善命令)  第20条 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 949

担当部署: 建設課

処分の概要	建築物の耐震改修の計画の認定の取消し		
法令名 根拠条項	建築物の耐震改修の促進に関する法律 第21条		
法令番号	平成7年法律第123号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第20条及び第21条の規定による。  (改善命令)</p> <p>第20条 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。  (計画の認定の取消し)</p> <p>第21条 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1663

担当部署: 建設課

処分の概要	基準適合認定建築物に係る認定の取消し		
法令名 根拠条項	建築物の耐震改修の促進に関する法律 第23条		
法令番号	平成7年法律第123号		
<p><b>【基準】</b>          法第23条の規定による。          (基準適合認定建築物に係る認定の取消し)          第23条 所管行政庁は、基準適合認定建築物が前条第2項の基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5112

担当部署: 建設課

処分の概要	改善命令		
法令名 根拠条項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第10条		
法令番号	平成5年法律第52号		
<p><b>【基準】</b>          法第10条の規定による。          (改善命令)          第10条 都道府県知事等は、認定事業者が認定計画に従って特定優良賃貸住宅の建設又は管理を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5113

担当部署: 建設課

処分の概要	計画の認定の取消し		
法令名 根拠条項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第11条第1項		
法令番号	平成5年法律第52号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第11条の規定による。  (計画の認定の取消し)</p> <p>第11条 都道府県知事等は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。</p> <p>2 第4条の規定は、都道府県知事が前項の規定による取消しをした場合について準用する。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5115

担当部署: 建設課

処分の概要	土地の原状回復等の命令		
法令名 根拠条項	住宅地区改良法 第9条第4項		
法令番号	昭和35年法律第84号		
<p><b>【基準】</b>  法第9条第4項の規定による。  (建築行為等の制限)</p> <p>第9条  4 都道府県知事等は、第1項の規定に違反し、又は前項の規定により付した条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物又は物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、住宅地区改良事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5162

担当部署: 建設課

処分の概要	監督処分		
法令名 根拠条項	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 第104条		
法令番号	昭和50年法律第67号		
【基準】	<p>法第104条の規定による。 (監督処分)</p> <p>第104条 都府県知事(第7条第1項、第26条第1項又は第67条第1項の規定により市の長の許可を受けなければならない場合にあつては、当該市の長。次項において同じ。)は、第7条第1項、第26条第1項又は第67条第1項の規定に違反した者又は前条の規定により付けた条件に違反した者があるときは、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、良好な住宅市街地を開発し、又は良好な住宅街区を整備するために必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができる。</p> <p>2 前項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命じようとする場合において、過失がなくてその原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者を確知することができないときは、都府県知事は、それらの者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、都府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨を公告しなければならない。</p> <p>3 前項の規定により土地を原状回復し、又は建築物その他の工作物若しくは物件を移転し、若しくは除却しようとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p>		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5198

担当部署: 建設課

処分の概要	マンション建替事業の施行の促進を図るため必要な措置命令		
法令名 根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第97条第2項		
法令番号	平成14年法律第78号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第97条第2項の規定による。 (報告、勧告等)</p> <p>第97条 都道府県知事又は市町村長は、組合又は個人施行者に対し、その施行するマンション建替事業に関し、この法律(次章を除く。以下この節において同じ。)の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行するマンション建替事業の円滑な施行を図るため必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。</p> <p>2 都道府県知事等は、組合又は個人施行者に対し、マンション建替事業の施行の促進を図るため必要な措置を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5199

担当部署: 建設課

処分の概要	組合に対する監督処分		
法令名 根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第98条第3項、第4項及び第7項		
法令番号	平成14年法律第78号		
【基準】	<p>法第98条第3項、第4項及び第7項の規定による。 (組合に対する監督)</p> <p>第98条 都道府県知事等は、組合の施行するマンション建替事業につき、その事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画若しくは権利変換計画に違反すると認めるときその他監督上必要があるときは、その組合の事業又は会計の状況を検査することができる。</p> <p>2 都道府県知事等は、組合の組合員が総組合員の10分の1以上の同意を得て、その組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画若しくは権利変換計画に違反する疑いがあることを理由として組合の事業又は会計の状況の検査を請求したときは、その組合の事業又は会計の状況を検査しなければならない。</p> <p>3 都道府県知事等は、前2項の規定により検査を行った場合において、組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画若しくは権利変換計画に違反していると認めるときは、組合に対し、その違反を是正するため必要な限度において、組合のした処分の取消し、変更若しくは停止又は組合のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。</p> <p>4 都道府県知事等は、組合が前項の規定による命令に従わないとき、又は組合の設立についての認可を受けた者がその認可の公告があった日から起算して30日を経過してもなお総会を招集しないときは、権利変換期日前に限り、その組合についての設立の認可を取り消すことができる。</p> <p>5 都道府県知事等は、第28条第3項の規定により組合員から総会の招集の請求があった場合において、理事長及び監事が総会を招集しないときは、これらの組合員の申出に基づき、総会を招集しなければならない。第31条第4項において準用する第28条第3項の規定により総代から総代会の招集の請求があった場合において、理事長及び監事が総代会を招集しないときも、同様とする。</p> <p>6 都道府県知事等は、第23条第1項の規定により組合員から理事又は監事の解任の請求があった場合において、組合がこれを組合員の投票に付さないときは、これらの組合員の申出に基づき、これを組合員の投票に付さなければならない。第32条第3項において準用する第23条第1項の規定により、組合員から総代の解任の請求があった場合において、組合がこれを組合員の投票に付さないときも、同様とする。</p> <p>7 都道府県知事等は、組合の組合員が総組合員の10分の1以上の同意を得て、総会若しくは総代会の招集手続若しくは議決の方法又は役員若しくは総代の選挙若しくは解任の投票の方法が、この法律又は定款に違反することを理由として、その議決、選挙、当選又は解任の投票の取消しを請求した場合において、その違反の事実があると認めるときは、その議決、選挙、当選又は解任の投票を取り消すことができる。</p>		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5200

担当部署: 建設課

処分の概要	個人施行者に対する監督処分		
法令名 根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第99条第1項及び第2項		
法令番号	平成14年法律第78号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第99条第1項及び第2項の規定による。 (個人施行者に対する監督)</p> <p>第99条 都道府県知事等は、個人施行者の施行するマンション建替事業につき、その事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は規準、規約、事業計画若しくは権利変換計画に違反すると認めるときその他監督上必要があるときは、その事業又は会計の状況を検査し、その結果、違反の事実があると認めるときは、その施行者に対し、その違反を是正するため必要な限度において、その施行者のした処分の取消し、変更若しくは停止又はその施行者のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。</p> <p>2 都道府県知事等は、個人施行者が前項の規定による命令に従わないときは、権利変換期日前に限り、その施行者に対するマンション建替事業の施行についての認可を取り消すことができる。</p> <p>3 都道府県知事等は、前項の規定により認可を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。</p> <p>4 個人施行者は、前項の公告があるまでは、認可の取消しによるマンション建替事業の廃止をもって第三者に対抗することができない。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1703

担当部署: 建設課

処分の概要	措置命令等		
法令名 根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第161条第3項、第4項及び第7項		
法令番号	平成14年法律第78号		
【基準】	<p>法第161条の規定による。 (組合に対する監督)</p> <p>第161条 都道府県知事等は、組合の実施するマンション敷地売却事業につき、その事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、資金計画若しくは分配金取得計画に違反すると認めるときその他監督上必要があるときは、その組合の事業又は会計の状況を検査することができる。</p> <p>2 都道府県知事等は、組合の組合員が総組合員の10分の1以上の同意を得て、その組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、資金計画若しくは分配金取得計画に違反する疑いがあることを理由として組合の事業又は会計の状況の検査を請求したときは、その組合の事業又は会計の状況を検査しなければならない。</p> <p>3 都道府県知事等は、前2項の規定により検査を行った場合において、組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、資金計画若しくは分配金取得計画に違反していると認めるときは、組合に対し、その違反を是正するため必要な限度において、組合のした処分の取消し、変更又は停止その他必要な措置を命ずることができる。</p> <p>4 都道府県知事等は、組合が前項の規定による命令に従わないとき、又は組合の設立についての認可を受けた者がその認可の公告があった日から起算して30日を経過してもなお総会を招集しないときは、権利消滅期日前に限り、その組合についての設立の認可を取り消すことができる。</p> <p>5 都道府県知事等は、第129条において準用する第28条第3項の規定により組合員から総会の招集の請求があった場合において、理事長及び監事が総会を招集しないときは、これらの組合員の申出に基づき、総会を招集しなければならない。第131条第4項において準用する第28条第3項の規定により総代から総代会の招集の請求があった場合において、理事長及び監事が総代会を招集しないときも、同様とする。</p> <p>6 都道府県知事等は、第126条第3項において準用する第23条第1項の規定により組合員から理事又は監事の解任の請求があった場合において、組合がこれを組合員の投票に付さないときは、これらの組合員の申出に基づき、これを組合員の投票に付さなければならない。第132条第3項において準用する第23条第1項の規定により、組合員から総代の解任の請求があった場合において、組合がこれを組合員の投票に付さないときも、同様とする。</p> <p>7 都道府県知事等は、組合の組合員が総組合員の10分の1以上の同意を得て、総会若しくは総代会の招集手続若しくは議決の方法又は役員若しくは総代の選挙若しくは解任の投票の方法が、この法律又は定款に違反することを理由として、その議決、選挙、当選又は解任の投票の取消しを請求した場合において、その違反の事実があると認めるときは、その議決、選挙、当選又は解任の投票を取り消すことができる。</p>		
備考			
設定年月日	平成27年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1536

担当部署: 建設課

処分の概要	改善命令		
法令名 根拠条項	長期優良住宅の普及の促進に関する法律 第13条		
法令番号	平成20年法律第87号		
【基準】	<p>法第13条の規定による。 (改善命令)</p> <p>第13条 所管行政庁は、認定計画実施者が認定長期優良住宅建築等計画に従って認定長期優良住宅の建築及び維持保全を行っていないと認めるときは、当該認定計画実施者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができる。</p> <p>2 所管行政庁は、認定計画実施者(第5条第3項の規定による認定の申請に基づき第6条第1項の認定を受けた分譲事業者に限る。)が認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の譲受人を決定せず、又はこれを決定したにもかかわらず、第9条第1項の規定による第8条第1項の変更の認定を申請していないと認めるときは、当該認定計画実施者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができる。</p>		
備考			
設定年月日	平成27年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1537

担当部署: 建設課

処分の概要	計画の認定の取消し		
法令名 根拠条項	長期優良住宅の普及の促進に関する法律 第14条		
法令番号	平成20年法律第87号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第14条の規定による。 (計画の認定の取消し)</p> <p>第14条 所管行政庁は、次に掲げる場合には、計画の認定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 認定計画実施者が前条の規定による命令に違反したとき。</p> <p>(2) 認定計画実施者から認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出があったとき。</p> <p>2 所管行政庁は、前項の規定により計画の認定を取り消したときは、速やかに、その旨を当該認定計画実施者であった者(当該認定長期優良住宅建築等計画にその名称又は氏名が記載されていた管理組合等を含む。)に通知しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5238

担当部署: 建設課

処分の概要	特定路外駐車場に係る基準適合命令		
法令名 根拠条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第12条第3項		
法令番号	平成18年法律第91号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第12条第3項の規定による。  (特定路外駐車場に係る基準適合命令等)</p> <p>第12条 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事(市の区域内にあっては、当該市の長。以下「知事等」という。)に届け出なければならない。ただし、駐車場法第12条の規定による届出をしなければならない場合にあっては、同条の規定により知事等に提出すべき届出書に主務省令で定める書面を添付して届け出たときは、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の規定により届け出た事項を変更しようとするときも、同項と同様とする。</p> <p>3 知事等は、前条第1項から第3項までの規定に違反している事実があると認めるときは、路外駐車場管理者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1099

担当部署: 建設課

処分の概要	特別特定建築物に係る基準適合命令		
法令名 根拠条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第15条第1項		
法令番号	平成18年法律第91号		
<p><b>【基準】</b>          法第15条第1項の規定による。          （特別特定建築物に係る基準適合命令等）          第15条 所管行政庁は、前条第1項から第3項までの規定に違反している事実があると認めるときは、建築主等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1102

担当部署: 建設課

処分の概要	認定建築主等に対する改善命令		
法令名 根拠条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第21条		
法令番号	平成18年法律第91号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第21条の規定による。  (認定建築主等に対する改善命令)</p> <p>第21条 所管行政庁は、認定建築主等が第17条第3項の認定を受けた計画に従って認定特定建築物の建築等又は維持保全を行っていないと認めるときは、当該認定建築主等に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1103

担当部署: 建設課

<b>処分の概要</b>	特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取消し		
<b>法令名 根拠条項</b>	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第22条		
<b>法令番号</b>	平成18年法律第91号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第22条の規定による。  (特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取消し)</p> <p>第22条 所管行政庁は、認定建築主等が前条の規定による処分に違反したときは、第17条第3項の認定を取り消すことができる。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成 27 年 7 月 1 日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 1105

担当部署: 建設課

処分の概要	基本構想に基づく事業の実施に係る措置命令		
法令名 根拠条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第38条第4項		
法令番号	平成18年法律第91号		
<p><b>【基準】</b>  法第38条第4項の規定による。  (基本構想に基づく事業の実施に係る命令等)</p> <p>第38条  4 主務大臣等は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置を講じない場合において、当該勧告を受けた者の事業について移動等円滑化を阻害している事実があると認めるときは、第9条第3項、第12条第3項及び第15条第1項の規定により違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる場合を除くほか、当該勧告を受けた者に対し、移動等円滑化のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3003

担当部署: 建設課

処分の概要	原状回復等の命令(個人施行者、土地区画整理組合、区画整理会社又は市が施行する土地区画整理事業に係る事務を除く。)		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第76条第4項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
<p><b>【基準】</b>  法第76条第4項の規定による。  (建築行為等の制限)</p> <p>第76条  4 国土交通大臣又は都道府県知事等は、第1項の規定に違反し、又は前項の規定により付した条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物又は物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、土地区画整理事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復を命じ、又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3004

担当部署: 建設課

処分の概要	違反に係る貼紙、貼札等、広告旗又は立看板等の除却又は除却の命令		
法令名 根拠条項	屋外広告物法 第7条第4項		
法令番号	昭和24年法律第189号		
<p><b>【基準】</b>  法第7条第4項の規定による。  (違反に対する措置)</p> <p>第7条  4 都道府県知事は、第3条から第5条までの規定に基づく条例(以下この項において「条例」という。)に違反した広告物又は掲出物件が、はり紙、はり札等(容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。以下この項において同じ。)、広告旗(容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗(これを支える台を含む。)をいう。以下この項において同じ。)又は立看板等(容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件(これらを支える台を含む。)をいう。以下この項において同じ。)であるときは、その違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、はり紙にあつては第1号に、はり札等、広告旗又は立看板等にあつては次の各号のいずれにも該当する場合に限る。</p> <p>(1) 条例で定める都道府県知事の許可を受けなければならない場合に明らかに該当すると認められるにもかかわらずその許可を受けないで表示され又は設置されているとき、条例に適用を除外する規定が定められている場合にあつては当該規定に明らかに該当しないと認められるにもかかわらず禁止された場所に表示され又は設置されているとき、その他条例に明らかに違反して表示され又は設置されていると認められるとき。</p> <p>(2) 管理されずに放置されていることが明らかなきとき。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日